

CIRJE-J-300

生活保護制度と被保護者の就労実態

東京大学大学院経済学研究科
林 正義

2021年4月

CIRJE ディスカッションペーパーの多くは
以下のサイトから無料で入手可能です。
http://www.cirje.e.u-tokyo.ac.jp/research/03research02dp_j.html

このディスカッション・ペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿である。著者の承諾なしに引用・複写することは差し控えられたい。

The System of Public Assistance and the Earnings of its Recipients in Japan

【Abstract】

Utilizing the household-level data from the Survey on Public Assistance Recipients by the Ministry of Health, Labour and Welfare, we describe and analyze the earnings behavior of the recipients of Public Assistance (PA) benefits in Japan. First, we describe the institutional aspects of the PA system to provide the background information for our discussion. Second, while describing the patterns of the earnings and working days of the recipients over years 2012-2016, we also investigate the factors that drive the recipients to work. Third, we examine the impacts of the 2013 reform in the PA system on recipients' earnings using descriptive statistics.

【研究ノート】

生活保護制度と被保護者の就労実態*

林 正義

東京大学 大学院経済学研究科・経済学部

【要旨】

本研究ノートでは厚生労働省「被保護者調査」および「福祉行政報告例（生活保護関係）」の調査票（個票）データを利用した以下の作業を通じて日本の生活保護制度における被保護者の就労について検討を加える。第 1 に、現行の生活保護制度を解説し、生活保護の実態および推移を概観する。第 2 に、被保護者の就業について基本的な記述統計を提供するとともに、被保護者単位データを用いたプロビット推定によって被保護者の就労要因分析を行う。第 3 に、生活保護制度における就労控除について基礎控除を中心に解説するとともに、被保護者単位データを用いて 2013 年 8 月の基礎控除改定の効果について記述統計を用いた考察を試みる。

* 本研究は科学研究費（基盤研究 C-18K01644）の支援を受けたものです。公的統計データの二次的利用の手続に従い、厚生労働省社会・援護局保護課より「被保護者調査」の調査票情報、厚生労働省審査解析室より「福祉行政報告例（生活保護）」の調査票情報を提供して頂きました。データ入手に協力頂いた厚生労働省の方々には心から感謝いたします。また本研究ノートの内容に対しては財政経済研究会委員（日本租税協会）の先生方から貴重なコメントを頂きました。

1. はじめに

生活保護は一般的に「所得保証制度」として分類され、そこでは予め決められた「保証所得」に生活保護受給者（以下、「被保護者」と略）収入が足りない分だけ給付が行われる。したがって、就労収入が1単位増えると給付が1単位減ることになるため、所得保証制度のもとでは就労収入に対し100%の限界税率が課されていると見做すことができる。このような場合、経済学における消費者理論に基づけば、被保護者は全く働かなくなることが予測される（e.g., 林ほか2010, pp. 291-296）。ただし、生活保護制度では給付額を算出する際に保証所得（これを生活保護制度では「保護基準額」という）から引かれる「収入」は、実際の就労収入から一定の金額を控除した金額であるため、同制度において就労収入にかかる限界税率は必ずしも100%ではない。例えば、現在の制度では約15,000円未満の月収ならば全額控除され、その範囲においては実質的な限界税率はゼロとなる。しかし、就労収入が当該閾値を超えると控除額が減少し、実質的には90%の限界税率が課される状況となっている。つまり、稼働可能な被保護者が約15,000円を超えて追加的な就労収入を得る場合、限界税率は100%ではないにしても、追加的な就労収入の大部分は手元に残ることはない。

本研究ノートでは、日本の生活保護制度においてこのような状況に置かれている被保護者の就労について検討を加える。ここで利用するのは、公的統計の二次的利用制度のもと提供を受けた、厚生労働省「被保護者調査」およびその前身である「福祉行政報告例（生活保護関係）」の調査票（個票）データである。被保護者調査と福祉行政報告例（生活保護関係）は統計法に基づく一般統計調査であり、前者の被保護者調査は「基礎調査」、「個別調査」、および、「月別調査」の3つの種類がある。

本稿の作業は次の通りである。第1に、現行の生活保護制度を解説し、生活保護の実態および推移を概観する（第2節）。ここでは主に、福祉行政報告例（生活保護関係）および被保護者調査（月別調査）から得た福祉事務所単位のデータを市単位で再集計したデータを利用する。第2は、福祉行政報告例（生活保護関係）からの福祉事務所単位データと被保護者調査（個別調査）からの被保護者単位データを用いた被保護者の就業にかかる統計分析である（第3節）。後者の個別調査からのデータは、ストックデータに関しては毎年7月31日現在、フローデータに関しては毎年7月中の情報となっている。ここでは基本的な記述統計を提供するとともに、簡単なプロビット推定によって被保護者の就労要因を分

析する。なお、その前身である「被保護者全国一斉調査」が全保護世帯・人員の10分の1しか対象にしていなかったのに対し、個別調査は全保護世帯・人員を対象とする悉皆調査である。第3に、生活保護制度における就労控除について基礎控除を中心に解説するとともに、上記の個別調査からのデータを用いて2013年8月の基礎控除改定の効果について簡単な考察を試みる(第4節)。ここでは特に、改定直前の全額控除の閾値である8,000円程度の就労収入を得ていた被保護者が、改定後どのように就労収入を変化させたかをトレースする。

2. 生活保護の制度と実態

2.1 概要

生活保護制度の目的は「最低生活の保障」と「自立の助長」からなる。前者は生活保護の給付業務に相当し、そこでは資産・能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を提供することが意図されている。後者は被保護者への働きかけを指しており、具体的には、被保護者への訪問等を通じて、就労能力のある者に対しては就労指導を行い、病院入院者に対しては在宅への復帰を促すことが含まれている。

生活保護法の条文に基づく以下の「3原理」と「4原則」にしたがって生活保護は実施されると考えられる。まずは3原理である。第1は、「無差別平等の原理(2条)」である。つまり、生活保護を請求する権利(保護請求権)はすべての国民に無差別平等に与えられ、生活困窮原因・人種・信条・性別・社会経済的地位などによる優先的もしくは差別的な取り扱いをしないとされる。第2は「最低生活の原理(3条)」である。ここで「保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるもの」とされ、単なる衣食住に足りる水準を超えた水準であることが明示されている。第3は「補足性の原理(4条)」であり、利用できる他の手段を尽くしても最低限の生活が不可能な場合に生活保護が給付される。この原理は以下の保護要件をもって説明される。すなわち、①能力活用(勤労可能な者はその能力に応じて働かなければならない)、②資産活用(保護を受ける前に生活に直接必要のない土地、家屋などの不動産、預貯金、生命保険、高価な貴金属類等を活用しなければならぬ)、③扶養義務の履行(親子や兄弟姉妹等の扶養義務者の中で援助可能な

者がいれば、その援助を受けなければならない)、および、④他法活用(利用可能な他の公的制度は活用しなければならない)である。

次は生活保護の4原則である。第1は、「申請保護の原則(7条)」であり、保護を受けるためには要保護者による申請が必要とされる。第2は「基準及び程度の原則(8条)」である。ここでは「基準」とは「最低生活の原理(3条)」に示される「健康で文化的な生活水準」にかかるものとされ、その水準に必要な金額は、既述の生活保護基準額として厚生労働省大臣(国)により別途設定される。なお給付される金額は、これも既述の通り生活保護基準のうち被保護者が自ら満たせない部分を補う「程度」に設定される。この「程度」は「基準及び程度の原則」の「程度」に関するものと理解される。第3と原則は「必要即応の原則(9条)」と呼ばれ、年齢・性・健康等の違いによる個別的なニーズに応じて保護することを意味している。第4の原則は「世帯単位の原則(10条)」であり、世帯を単位とした保護基準額の設定を通じて保護の要否が決定されることを指している。

生活保護に係る事務は、給付に関わる事務(生活保護の開始および変更、保護の停止および廃止、資力調査および健康健診など)、並びに、ケースワークに関わる事務(被保護者の指導・指示および相談・助言など)に分けられる。前者の給付にかかる事務は、地方自治法によって第1号法定受託事務に分類されている。法定受託事務とは「法律又はこれに基づく政令により処理することとされる」事務であり、うち第1号法定受託事務は「国が本来果たすべき役割」に関わり、「国においてその適正な処理を特に確保する必要がある」事務である。一方、後者②のケースワークにかかる事務は地方自治法によって自治事務に分類される。この自治事務とは「地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のもの」と残余的に定義されるものであって、必ずしも地方が独立して自由に行うことができる事務ではない。生活保護法が地方をしてケースワークを行うように規定しているように、国による法律や政令が自治事務の内容を規定している場合も多く、その意味において地方が自由に実施できる事務ではない。なお、国が法律や政令で規定する自治事務は「法定自治事務」と呼ばれる。

2.2 福祉事務所

生活保護法においては、都道府県知事、市長、および福祉事務所を設置する町村長を保護の実施機関として位置づけられ、当該首長は「保護の決定及び実施に関す

る事務の全部又は一部」をその管理下の「福祉に関する事務所」に委任することができる」とされている。この「福祉に関する事務所」の正式な名称は設置する地方公共団体が自身の条例で決めることができる。したがって、多くの地方公共団体では「福祉事務所」という呼称が利用され、本稿でもこの呼称を利用するが、その他に「社会福祉事務所」や「福祉センター」等の呼称も存在する。また福祉事務所に保健所を併設する地方公共団体も存在し、その場合は「保健福祉センター」や「健康福祉センター」等と呼ばれる。加えて、小規模の市では福祉課等の内部組織が形式上「福祉事務所」とされ、市役所が実質上の窓口となっている場合もある。

都道府県と市には福祉事務所の設置は義務付けられているが、町村にはその義務はなく、設置は任意である¹。多くの市では福祉事務所の数は1つである場合が多いが、大規模な市では複数の分割された市域毎に福祉事務所を設置している場合もある。福祉事務所を設置しない町村の住民に対しては、都道府県の福祉事務所が対応する。都道府県は町村域（郡部）を複数に分割し、区分毎に福祉事務所を設置している。なお都道府県の地方事務所に福祉課を設置すれば福祉事務所に代替できる。

福祉事務所では生活保護を含む複数の分野にわたる福祉関連事務が行われている。市が設置する福祉事務所では、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の福祉6法を管轄する。一方、都道府県が設置する福祉事務所に関しては、1993年4月に①老人福祉及び②身体障害者福祉、そして2003年4月に③知的障害者福祉における施設入所措置事務等が都道府県から町村へ移譲されたため、福祉3法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法）が所管となっている。

社会福祉法は、福祉事務所に、所の長（所長）、指導監督を行う所員（指導監督員）、現業を行う所員（現業員＝ケースワーカー）、および、現業以外の庶務・事務を行う所員（事務員）の配置を義務付けている。所長は、都道府県知事又は市町村長の指揮監督のもと所務を掌理し²、指導監督員は所長の指揮監督のもと現業事務を指導監督する。なお所長は、業務に支障がない限り指導監督員を兼ねることができる。一方、現業員は、所長の指揮監督のもと、「援護・育成・更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産や環境等を調査

¹ 福祉事務所をもつ町村は2020年4月1日現在で932町村中合計45となっている（厚生労働省2021）。

² 都道府県や市においては民生部に保護課・厚生課・社会課等が設置され、福祉事務所に委任した事務に対する指揮監督、保護施設の運営指導が行われる。

し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、生活指導を行う」と規定されている。なお指導監督員と現業員は社会福祉主事でなければならない。

旧社会事業法では生活保護法の適用を受ける保護世帯数を用いて、表2の通りの福祉事務所の現業員数に関する「法定数」を定めていた。しかし2000年度に社会福祉事業法の代わりに制定された社会福祉法では、同表の数値は拘束力の強い法定数から目安としての「標準数」に変更された。なおこの標準数は、生活保護世帯数を用いて規定されているが、現業員数に関しては生活保護担当だけではなく、他の福祉行政分野の担当を含めた全現業員数を規定している点に留意したい。

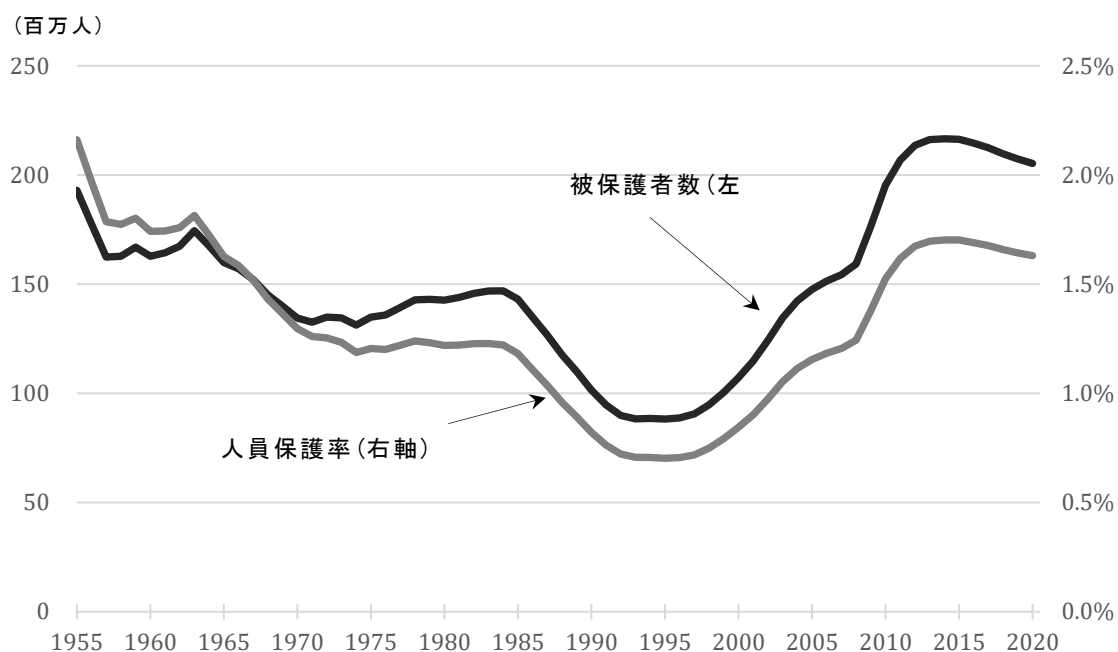
表1. 福祉事務所現業員数（最低数）

都道府県	保護世帯数 390 世帯以下	65 世帯増す毎に
	6 人	1 人
市（特別区含む）	保護世帯数 240 世帯以下	80 世帯増す毎に
	3 人	1 人
町村	保護世帯数 160 世帯以下	80 世帯増す毎に
	2 人	1 人

2.3 生活保護の規模と実態

図1は1955年度以降の被保護者数（年度平均）とそれが総人口（各年度10月1日現在）に占める比率（人員保護率）の動向を示している。双方の指標とも日本の高い経済成長と生活保護以外の福祉制度の充実により1970年代まで減少し、それ以降安定した後（被保護者数は若干上昇）、1980年代後半のいわゆるバブル経済期に急速に低下している。しかし、バブル経済が弾けた1990年代前半から増加し始め、2008年のリーマンショックにより加速して2010年代半ばまで増加をつづけていたが、ここ5年は緩やかに減少している。ただし、図では2020年3月からのコロナ禍による被保護者の増加はカバーされていないことに留意したい。

図 1. 被保護者数と人員保護率の推移



資料: 厚生労働省「福祉行政報告例」および「被保護者調査」各年.

生活保護を実施する地方公共団体毎の保護率の分布を考察することは重要である. ここでは市（東京都特別区は除く）の世帯保護率³に関する指標の分布をみる. 図 2 は 2000 年度から 2016 年までの世帯保護率の分布の年度別変化を「箱髭図」を用いて表現している. 箱髭図⁴はデータのばらつきを視覚的に表現するためのグラフである. 図にある縦長の長方形の上辺が第 3 四分位, 途中にある水平線が中央値 (第 2 四分位), そして底辺が第 2 四分位を表している. 長方形から上下に伸びた直線の上限は, データの最大値, もしくは, 第 3 四分位に長方形の縦の長さ (IQR)⁵ の 1.5 倍の値 (IQR×1.5) を足した値のうち, 小さい値を示している. 一方, 長方形から下方に伸びた直線の下限は, データの最小値, もしくは, 第 3 四分位から IQR×1.5 を引いた値のうち, 大きい値を示している. データが直線の上限や下限からはみ出す場合は, 「外れ値」とみなされるが, ここではプロットしていない.

³ この保護率は, 福祉事務所別の保護世帯数の月別値から年度平均を計算し, それを市単位で集計したものを, 同年度の住民基本台帳からの市別世帯数によって除した数値である.

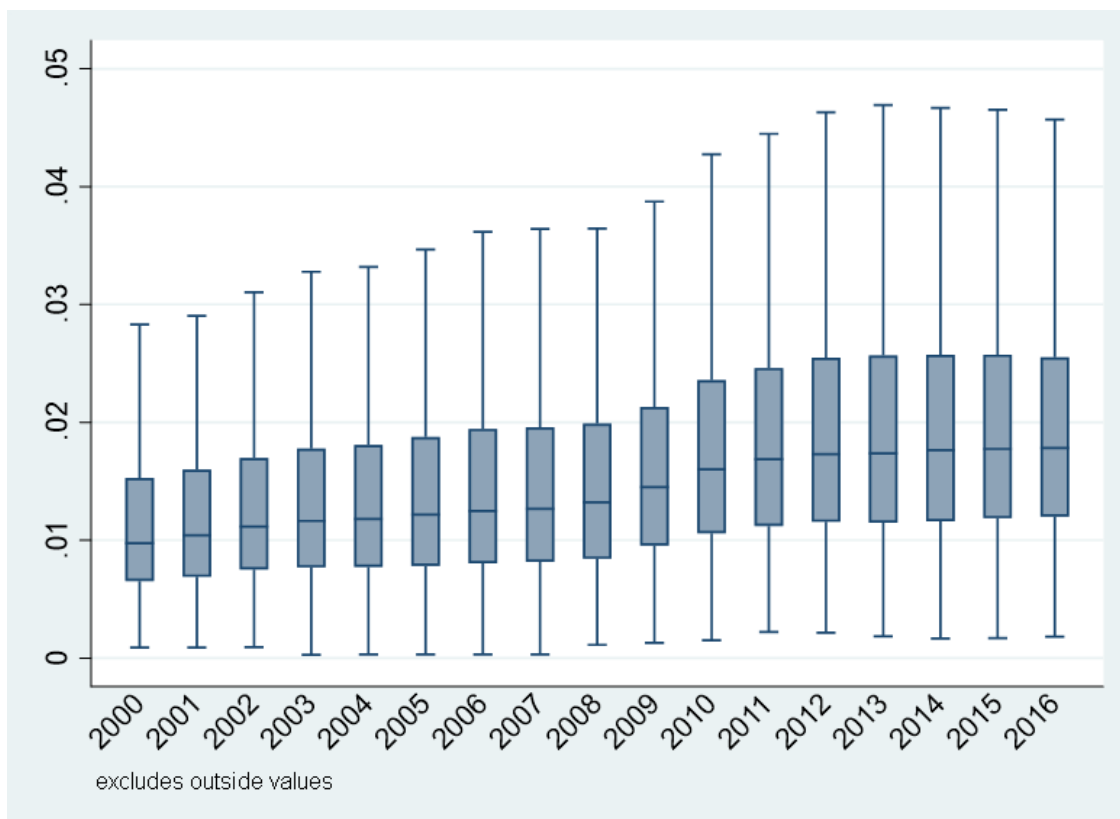
⁴ 本稿では縦方向に描いているが, 横方向の場合, 同図は長方形と水平線で描かれ, それが両側に出た「髭 (whiskers)」のように見えることから「箱髭図」と呼ばれる.

⁵ IQR (interquartile range) は, 第 3 四分位と第 1 四分位の差に等しくなる.

図 2 から分かるように市別の世帯保護率は 0%強～5%弱の間をとり、経年的には中央値も散らばりも増加しているように見える。特にリーマンショック後にあたる 2009 年度から保護率の増加は、その散らばりとともに加速していきようである。同図は 2016 年度までの値なので直近 5 年間は見て取れないが、図 1 では減少に転じている 2014 年以降でも、保護率の中央値は微増しているようである。

図 3 と図 4 は、世帯類型別の保護率の分布の推移を表している。類型別の保護「率」の定義として、ここでは各市の総世帯数に対する比率（図 3）と図 2 で用いた各市の（総）保護世帯数に対する比率（図 4）を用いている。なお比較が可能なように各図の縦軸は同じ尺度を利用している。

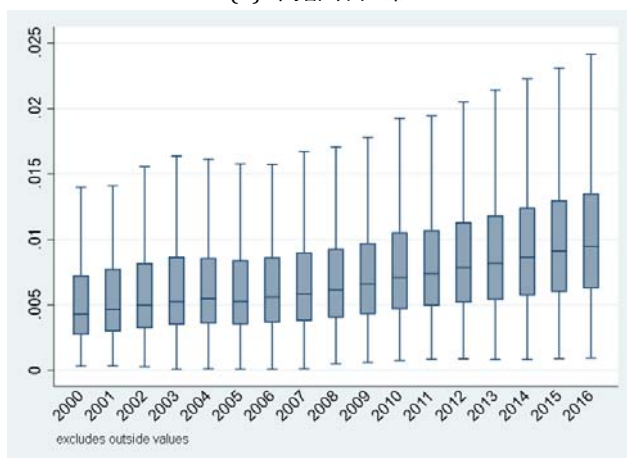
図 2. 世帯保護率分布の変化



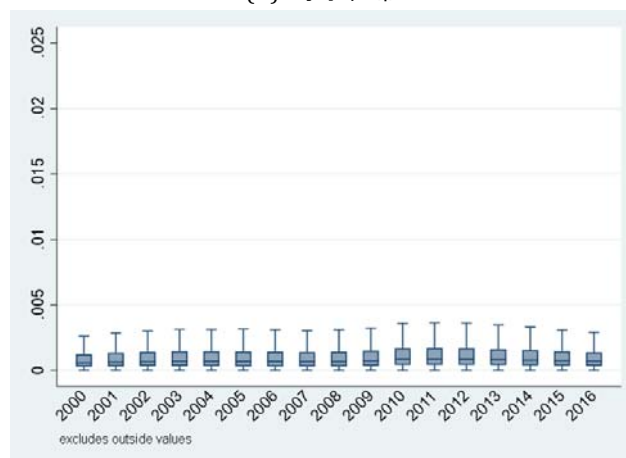
注：保護世帯数に関しては 2000 年度から 2011 年度までは厚生労働省「福祉行政報告例（生活保護）」、2012 年以降は厚生労働省「被保護者調査」からの福祉事務所別数値（月別）の年度平均値を市別に集計し、総世帯数に関しては総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」からの市別世帯数を利用した。

図 3. 世帯類型別保護率（対総世帯数）の分布変化

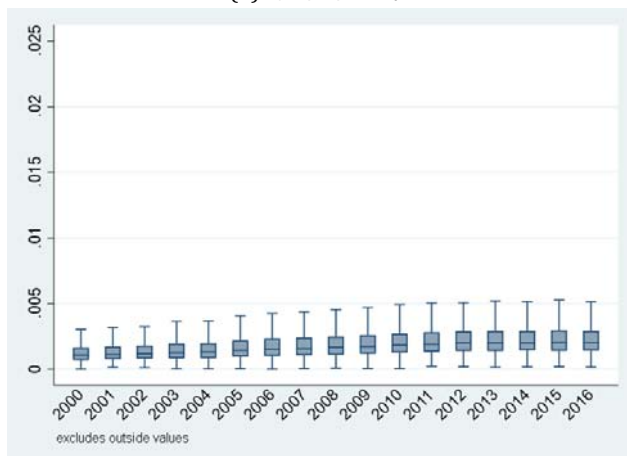
(a) 高齢者世帯



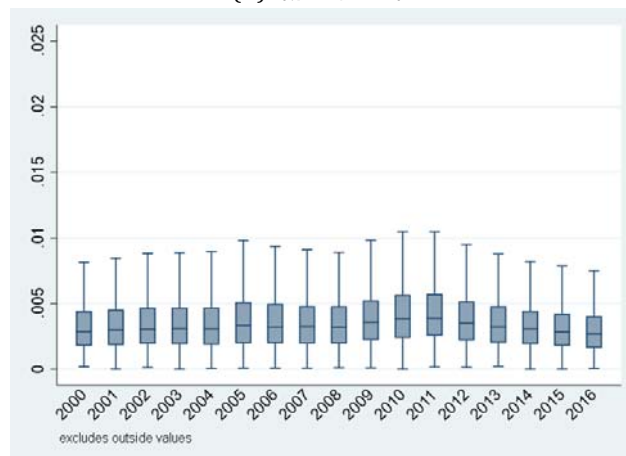
(b) 母子世帯



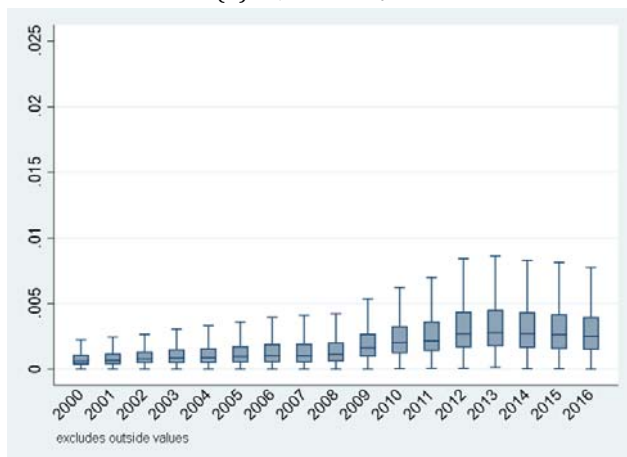
(c) 障害者世帯



(d) 傷病者世帯



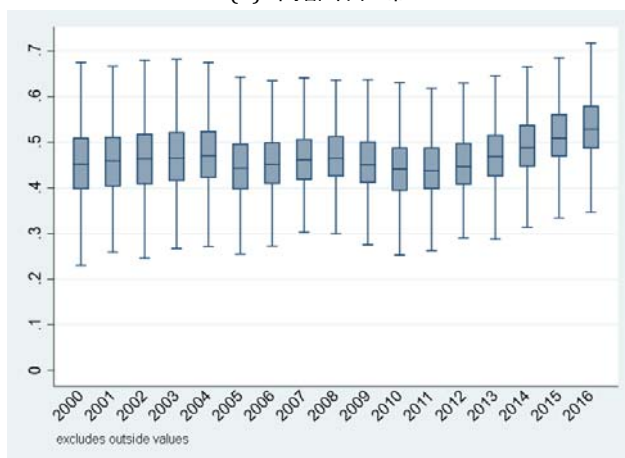
(e) その他世帯率



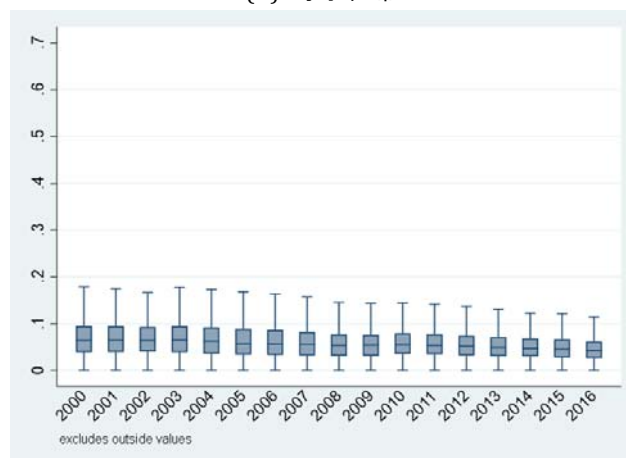
注: 保護世帯数に関しては 2000 年度から 2011 年度までは厚生労働省「福祉行政報告例（生活保護）」, 2012 年以降は厚生労働省「被保護者調査」からの福祉事務所別数値（月別）の年度平均値を市別に集計し, 総世帯数に関しては総務省「住民基本台帳に基づく人口, 人口動態及び世帯数調査」からの市別世帯数を利用した。

図 4. 世帯類型別保護率（対保護世帯数）の分布変化

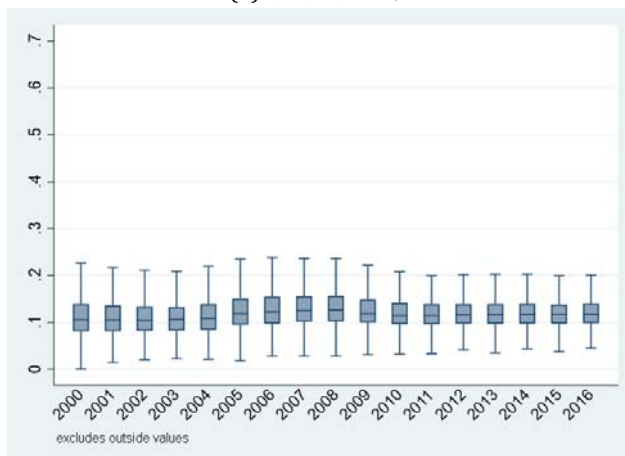
(a) 高齢者世帯



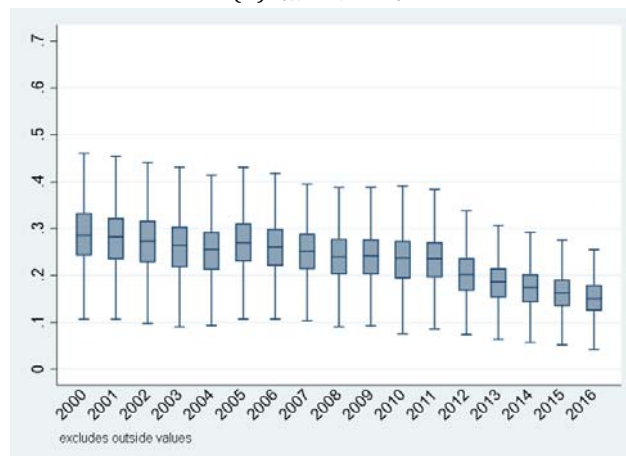
(b) 母子世帯



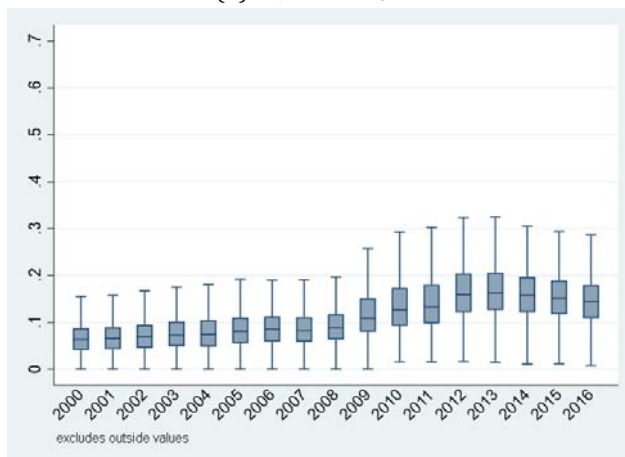
(c) 障害者世帯



(d) 傷病者世帯



(e) その他世帯率



注: 保護世帯数に関しては 2000 年度から 2011 年度までは厚生労働省「福祉行政報告例（生活保護）」, 2012 年以降は厚生労働省「被保護者調査」からの福祉事務所別数値（月別）の年度平均値を市別に集計し, 総世帯数に関しては総務省「住民基本台帳に基づく人口, 人口動態及び世帯数調査」からの市別世帯数を利用した。

生活保護制度における世帯類型は、①高齢者世帯、②母子世帯、③障害者世帯、④傷病者世帯、そして、⑤その他世帯の5つから成る。それらの定義は以下の通りである。

- ① 高齢者世帯：男女とも 65 歳以上の者のみで構成されている世帯、もしくは、これらに 18 歳未満の者が加わった世帯
- ② 母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない 65 歳未満の女子とその 18 歳未満の子（養子を含む）のみで構成されている世帯
- ③ 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けている、もしくは、世帯主が障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない世帯
- ④ 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む）しているか、在宅患者加算を受けている、もしくは傷病のため働けない世帯
- ⑤ その他の世帯：上記（①～④）以外の世帯

なお、上記の世帯類型は①から⑤の順で、辞書式順序に従って定義される。例えば、高齢者世帯であり傷病者世帯である場合は高齢者世帯として分類され、母子世帯で傷病者世帯の場合は母子世帯として分類される。

世帯類型で見ると、高齢化と低年金・無年金者の増加を反映した高齢者世帯の存在が目をつく。対総世帯比率（図 3a）では景気動向にかかわらず一貫して増加しているし、対保護世帯比率（図 4a）をみると 2011 年までは中央値は 45%程度で安定していたが、それ以降は一貫して増加している。他の世帯類型に関しては、リーマンショック以降におけるその他世帯の増加が目にとまる。これは同ショック直後の方策の変化によるとも考えられるが、対総世帯比率（図 3e）でも対保護世帯比率（図 4e）でも以前の規模に比べ倍以上の規模に増加している。また、景気が回復したといわれる 2010 年代半ば以降では僅かに減少しているとはいえ、リーマンショック前と比べると高水準を維持している点も目立った特徴となっている。なお、障害者の割合は景気とは無関係であると考えられるから対総世帯比率でみると経年的には変化しにくいはずである。しかし、図 3c にあるように同数値はリーマンショック直後に増加し、その後も増加後の水準を保っている。一方、傷病者世帯の対総世帯比率（図 3d）はリーマンショック前までは安定しているように見えるが、同ショック直後に増加した後、ゆるやかに減少している。母子世帯（図 3b）についても同様である。

3. 被保護者による就労の実態

3.1 就労率

生活保護制度では予め決められた「生活保護基準」に対し自らの「収入」が足りない分を補うように給付が行われる。したがって、「収入」が1単位増えると給付が同単位（1単位）減ることになり、それにより「収入」が増えた分だけ給付が減る（＝税として取られる）ことを意味する。つまり、「収入」に関して実質的に100%の限界税率が課されていることを意味する。消費者理論に従うと、このような場合、被保護者は全く就労しないことになる。ただし、第4節で詳しくみるように、実際の生活保護制度における「収入」とは就労所得から一定の金額が控除された後の金額であるから、生活保護における就労収入にかかる限界税率は必ずしも100%ではない。2013年7月までは約8,000円未満、同8月以降は約15,000円未満の就労収入（月額）は全て「収入」から控除され、その範囲では実質的な限界税率はゼロとなっている。ただし、就労収入が当該閾値を超えると控除額が減少し、改定前で約80%から約90%（ある一定の水準を超えると100%）、改訂後は90%の限界税率が課される状況となっている。

これにもかかわらず被保護者の就労率は必ずしも低くない。表2に示すように、就労者比率は全年齢では1割強ではあるが、20歳から64歳に限れば、2割以上となっている。この2割以上という数字は国際的に考えても低い数値ではない（玉田・大竹2004）。また、同表から分かるように、就労率は近年増加傾向にある。

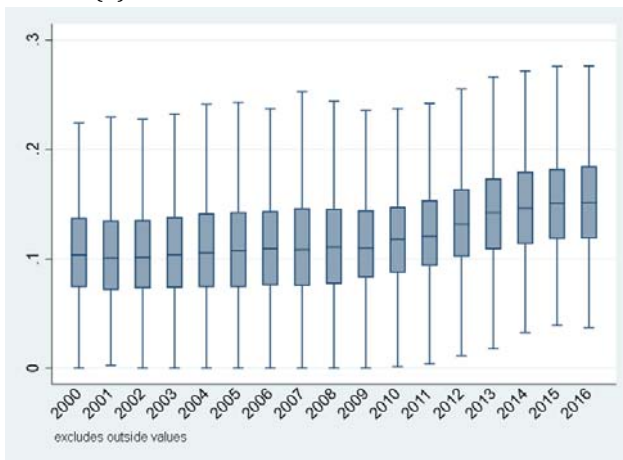
表2. 被保護者による就労

年	(1) 被保護者数 (1000人)			(2) 就労被保護者数 (1000人)			(3) 就労率 (2)/(3) (パーセント)		
	2012	2014	2016	2012	2014	2016	2012	2014	2016
全年齢	2,090	2,128	2,110	242	262	274	12	12	13
20歳-64歳	952	917	855	194	210	212	20	23	25
65歳以上	833	925	1,001	31	36	45	4	4	5
平均年齢 (歳)	54.0	55.3	56.8	47.3	47.8	48.8			

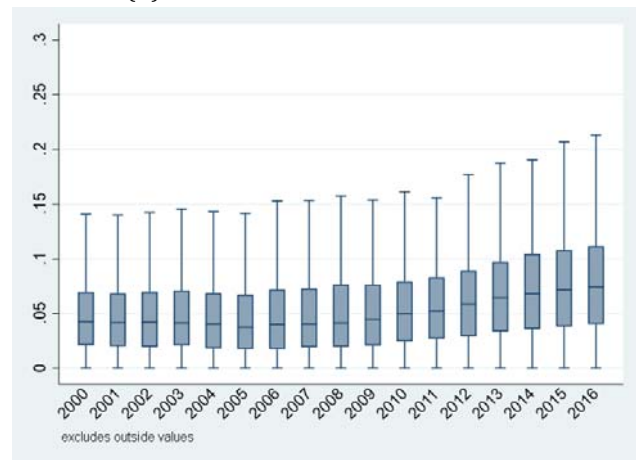
資料：厚生労働省「被保護者調査」各年。

図 5. 就労率の分布の経年変化

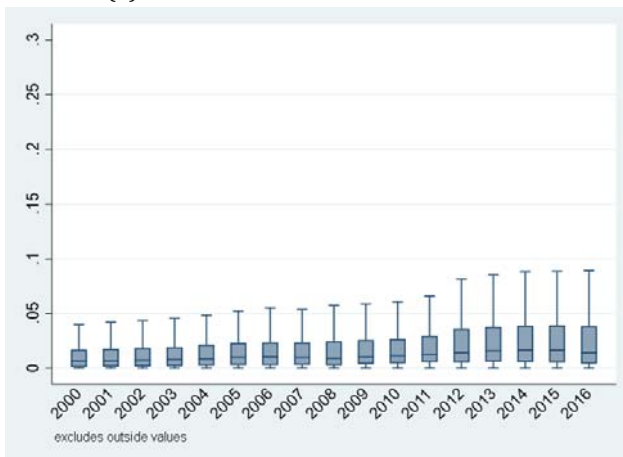
(a) 就業者（就労者）が存在する世帯



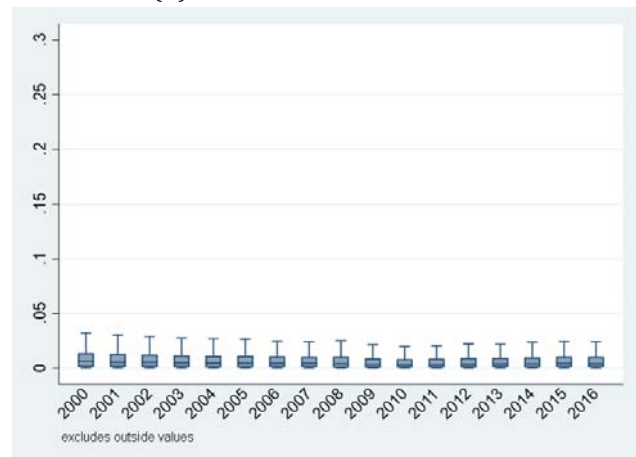
(b) 常用勤労者（世帯主が就労）



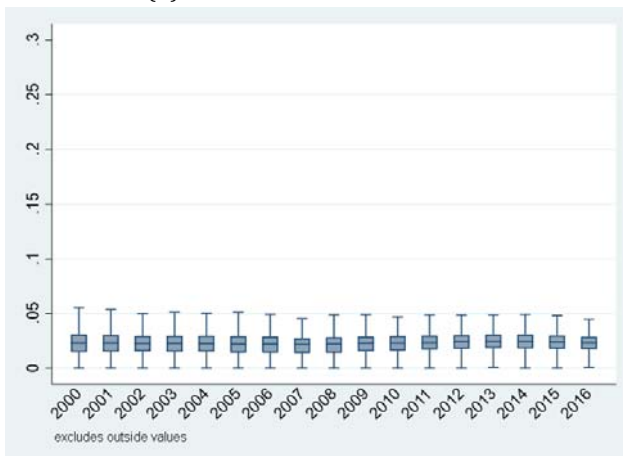
(c) 日雇い勤労者（世帯主が就労）



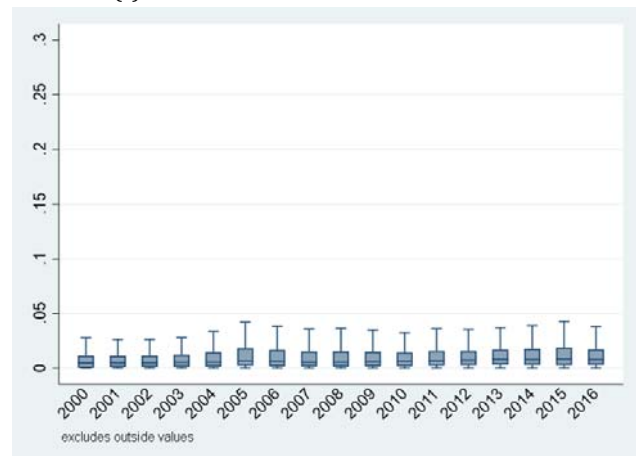
(d) 内職者（世帯主が就労）



(e) その他（世帯主が就労）



(f) 世帯主以外の世帯員のみが就労



資料: 2000 年度から 2012 年度までは厚生労働省「福祉行政報告例（生活保護）」各年, 2013 年以降は厚生労働省「被保護者調査」各年.

図 5 は再び箱髭図を用いて、2000 年度から 2016 年までの市別（東京都 23 区は除く）の就労率分布を表現している。ここでは保護世帯総数を分母とした比率を市単位で算定して、その分布の推移を表している。この図から分かるように、散らばりはあるものの、世帯単位の就労率（図 5a）の中央値は 2009 年ぐらいまで安定しており、2010 年度以降から上昇が始まっている。

図 5b から図 5e には世帯主の就労形態（b. 常用、c. 日雇い、d. 内職、e. その他）別の就労率が、図 f には世帯主以外の世帯員が就労している保護世帯の就労率が描かれている。いずれの場合も図 5a と同様、保護世帯総数に対する比率である（したがって、図 b～f の値を全て足し上げれば図 a の値となる）。各図の尺度は図 a と同様である。これらから分かるように、就労の大半は常用（図 5b）によって占められている。常用の就労率は全就労世帯の就労率と同じように、2010 年辺りを堺にして、増加している。規模は小さいが日雇（図 5c）も同様の傾向をもつ。他の形態（図 5d～f）については規模が小さく特定のパターンは認識できない。

3.2 就労要因

ここでは、どのような特性をもつ被保護者が就労しやすいかをプロビット推定によって考察する。以下の推定では、2016 年 7 月の被保護者からなる横断面データである（標本規模は 1,318,787）⁶。対象は 20 歳以上の者で、複数人が就労している世帯に属する者は除外した。被保護者の就労確率に影響を与える要因としては被保護者調査で調査されている各種の被保護者・保護世帯の特性を利用した。具体的には図 6 の各パネルに示される変数に「以前の保護歴」と「性別」を加えたものである。全変数とも二項変数（ダミー変数）であり、推定においては各パネルのタイトルの最後にある「〇〇」を表す変数を説明変数から除いて推定されている。

図 6 の棒グラフはプロビットモデルのパラメータ推定値ではなく、それを用いた限界効果を表しており、棒の高さは当該特性を有している場合、「〇〇」の場合と比べて就業する確率がどれくらい増減するかを表している。この値の算定には当該特

⁶ ここで用いるデータは以下のように作成した。①年別に提供された世帯単位データのファイル（世帯ファイル）と人員単位データのファイル（人員ファイル）毎に各年のファイルを接合。②世帯ファイルにおいて世帯調査番号が重複している観測客体（5 年間延べ 7,883,535 世帯のうち延べ 882 世帯）を削除。③重複除去後の世帯ファイルと人員ファイルを統合し、統合後のファイル（統合ファイル）において世帯調査番号と世帯員番号から被保護者個人単位のコード（人員コード）を作成。④人員コードを利用し、統合ファイルにおいて重複している客体（5 年間延べ 10,579,475 人のうち延べ 866 人）を削除。ここでのプロビット分析では、このデータのうち 2016 年のデータを利用している。

性以外の各変数の値が必要であるが、ここでは各特性の標本平均を利用している。各パネルにおける縦軸は同じスケールである。また棒の頂上から上下対称の長さの垂線は95%信頼区間である。この信頼区間が横軸を跨いでいる（ゼロを含んでいる）場合、5%の有意水準で限界効果は有意ではないと判断できる。

まず（図示していない）保護歴と性別の効果である。保護歴の効果は-0.006で信頼区間は[-0.007, -0.004]である。有意な効果ではあるが、就労確率を下げる程度は1%ポイント未満にすぎない。一方、男性であることの効果は-0.012、信頼区間は[-0.013, -0.011]であり、ここでも有意な負の効果である。しかし、1%ポイントを超えるにしても、効果自体はそれほど大きくない。

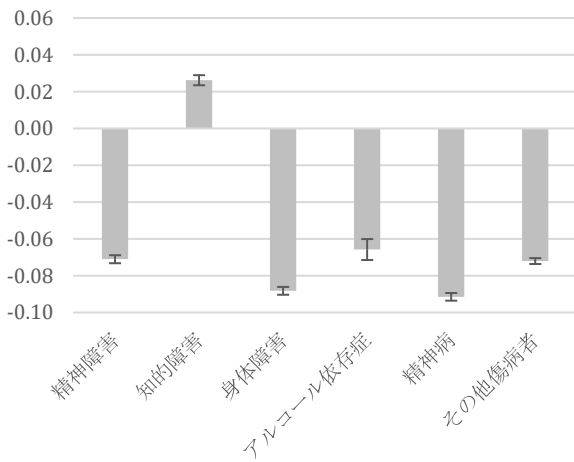
以下では特徴的な結果のみ言及する。(a)障害・傷病が存在すると障害・傷病なしと比べ就業確率は下がることが予想されるが、ここでは知的障害を有する被保護者は健常の被保護者よりも就業確率が高いことが示されている。(b)国籍の違いについては、日本国籍と比べ、朝鮮籍と中国籍は就労確率を押し下げ、フィリピンとベトナム籍は就労確率を押し上げる。他の国籍には日本国籍とは有意な差はない。世帯内関係(c)については世帯主本人よりも他の世帯員の就労確率が下がっているが、これは予測通りであろう。(d)保護以前の公的医療保険の加入状況は職歴をある程度反映するものと考えて良い。特に被用者保険に加入していた本人が最も高い効果を示している点は示唆的である。

(e)保護世帯類型の効果も興味深い。高齢者世帯に加え、障害者世帯や傷病者世帯で就労確率が下がるのは予測通りであるが、母子世帯の場合は就労確率を3~4%ポイント上昇させている。一般的に日本の母子世帯の就労比率は高いと言われるが、保護世帯でも同様のことが言えるのであろう。(f)なお、世帯規模の効果については3~4人の場合は1%ポイントほど確率が増加するが、他の規模に関しては有意な効果は見られない。

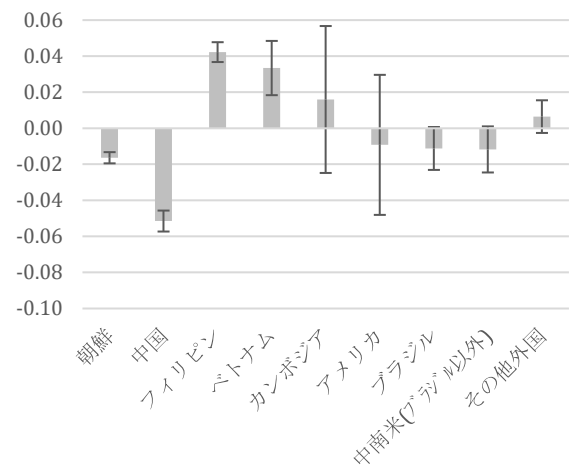
(h)住居形態については持ち家や公営住宅のように住居が保障される場合は就労確率が下がっている。(i)入所・入院すると就労確率が大きく(10%~18%ポイント)下がるが、救護施設等の場合のみ上昇する。(k)年齢の効果は、50歳代まではほぼ同じであるが、60歳前あたりから徐々に減少し、80歳代後半には統計的にゼロ(98歳以上の効果と等しく)となる。(j)保護開始理由や(k)居住する都道府県については特定のパターンは認められない。

図 6. 限界効果（就労確率の増減）

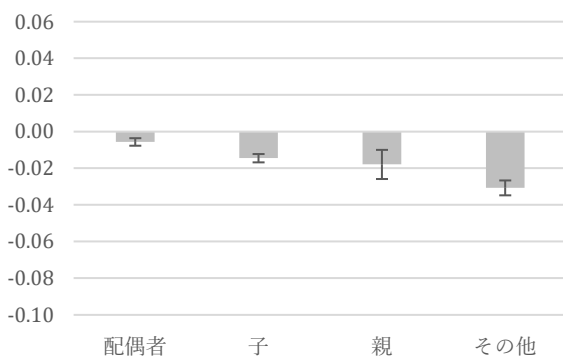
(a) 障害・傷病の状態（「障害・傷病無し」）



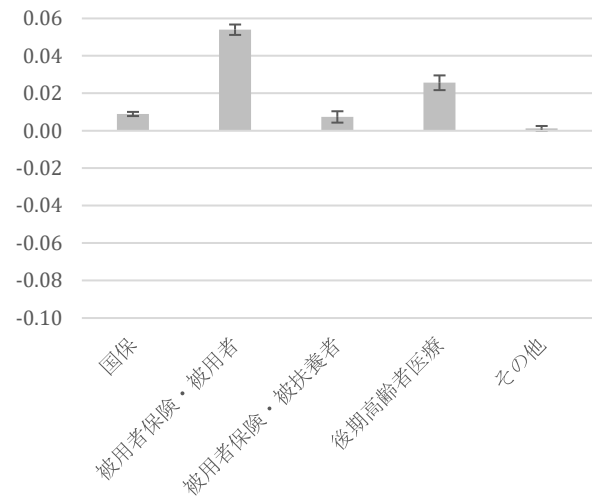
(b) 国籍（「日本人」）



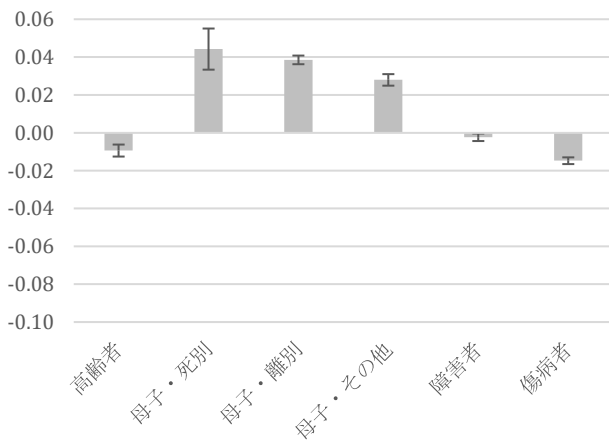
(c) 世帯主との関係（「世帯主」）



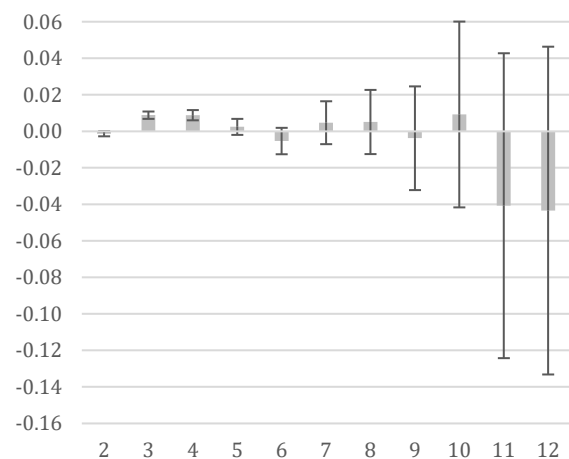
(d) 保護開始前の医療保険加入状況（「未加入」）



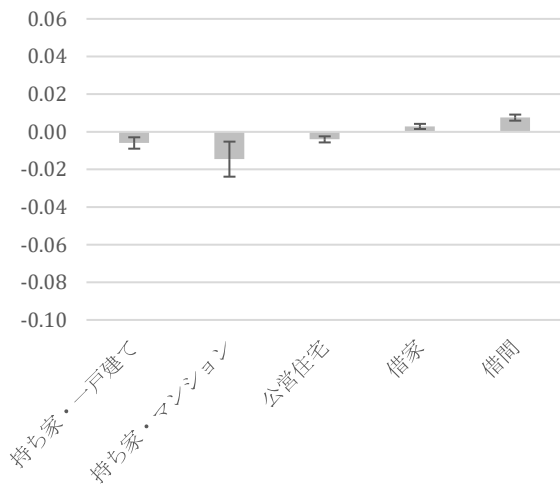
(e) 保護世帯の類型（「その他世帯」）



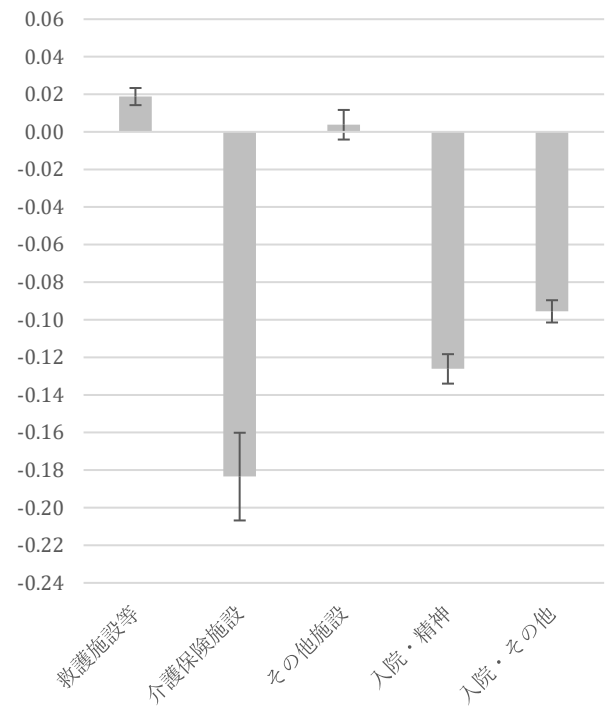
(f) 世帯員数（「1人」）



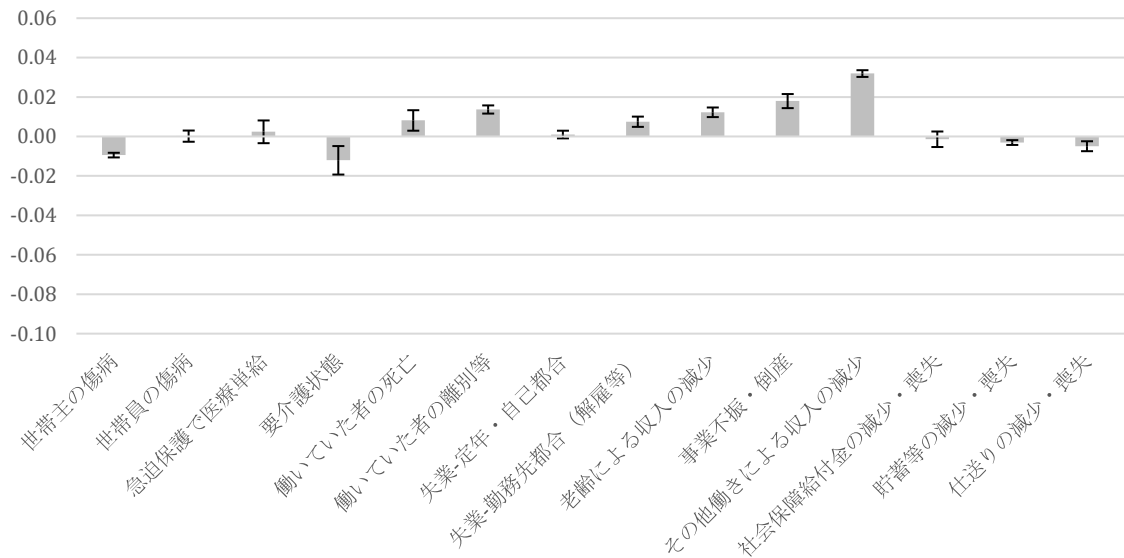
(h) 住居形態（「その他」）



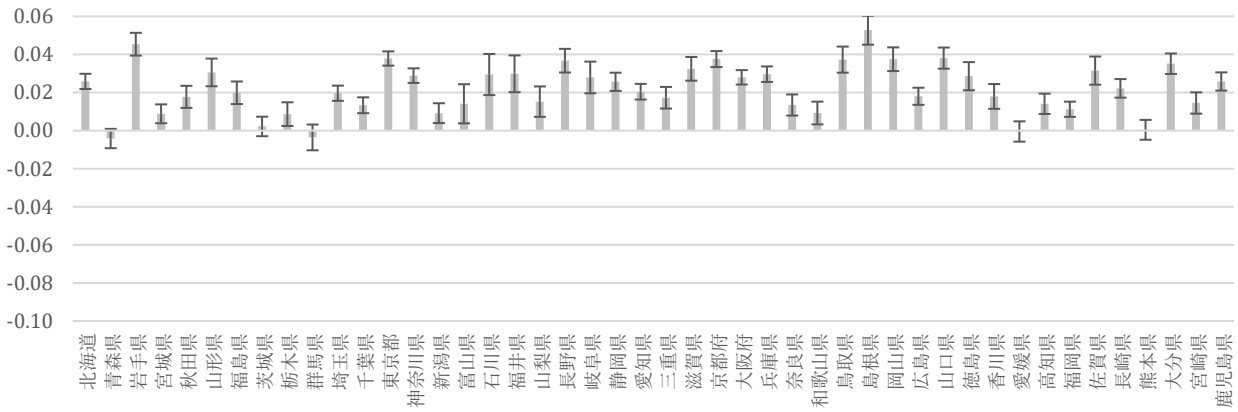
(i) 入所・入院状況（「居宅」）



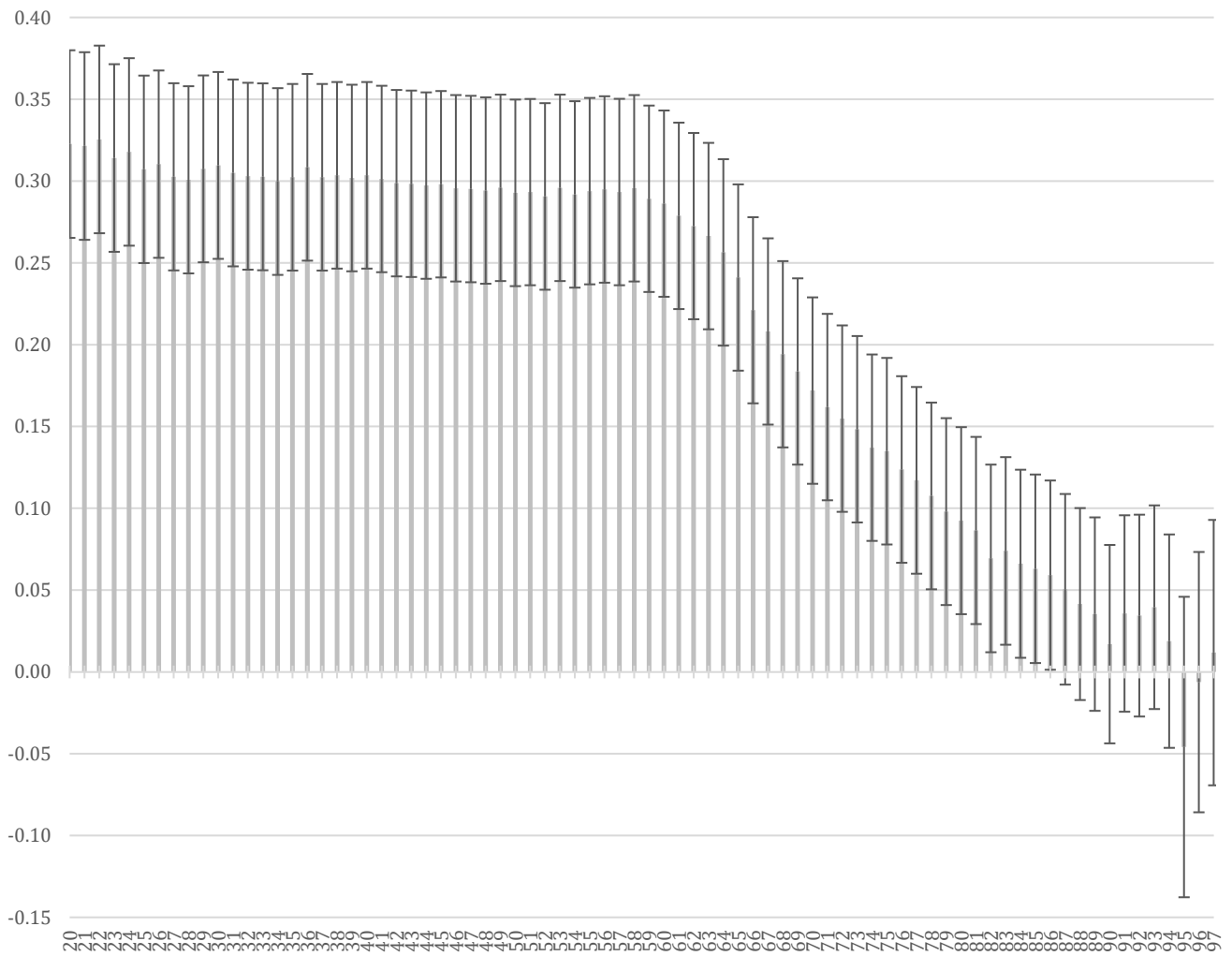
(j) 保護開始の理由（「その他」）



(j) 居住する都道府県（「沖縄県」）



(k) 年齢（「98歳以上」）

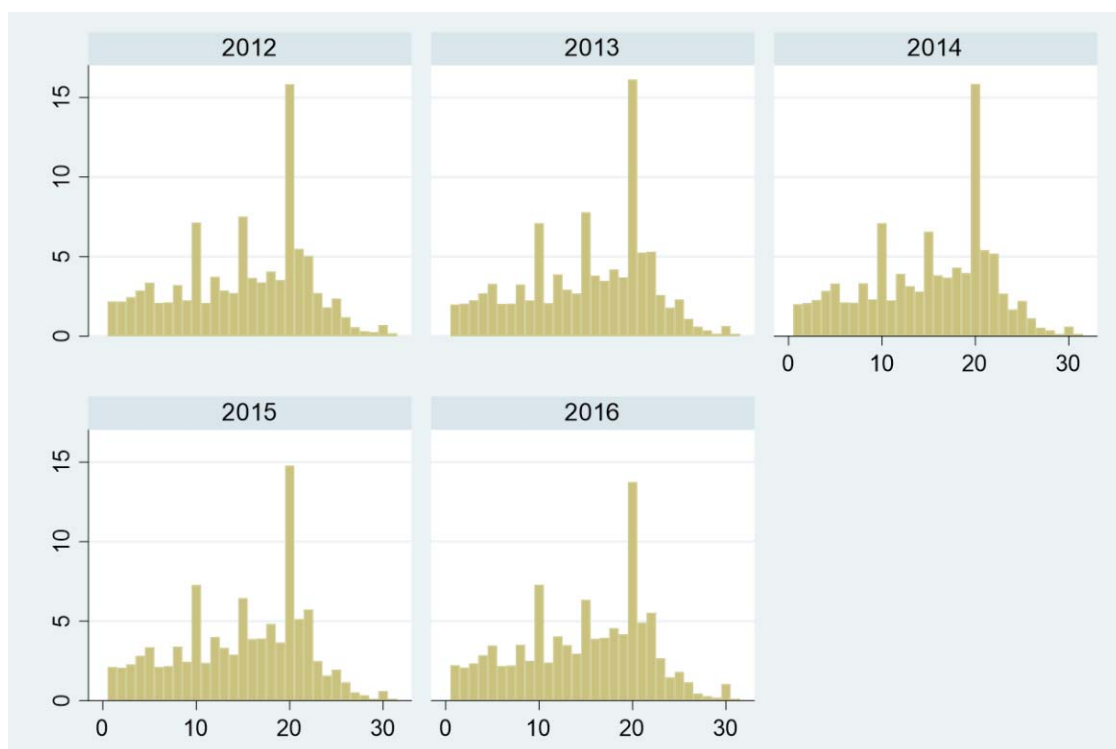


3.2 就労状況

以上は就労しているか否かに係る図表や分析であるから、被保護者が就労しているとしても殆どは限界税率がゼロに保たれている範囲（次節参照）に自己の収入を留めているという推測も可能だろう。したがって以下では、就労している被保護者に限って更に詳しく見ることにしよう⁷。なお、被保護者調査では就労時間は調査されていないため、以下の分析は就労日数及び就労収入の2つに限られる。

図7は2012年から2016年の毎年7月における就労日数のヒストグラムである。縦軸はパーセンテージを、横軸は1日単位で就労日数を測っている。ここから分かるように、数日しか働いていない被保護者がいる一方で、20日以上就労している被保護者もかなり存在する。なお、最頻値は20日であるから、週休2日を前提にすると、かなりの数が週日ほぼ毎日就労していることになる。

図7. 被保護者の就労日数（ヒストグラム）

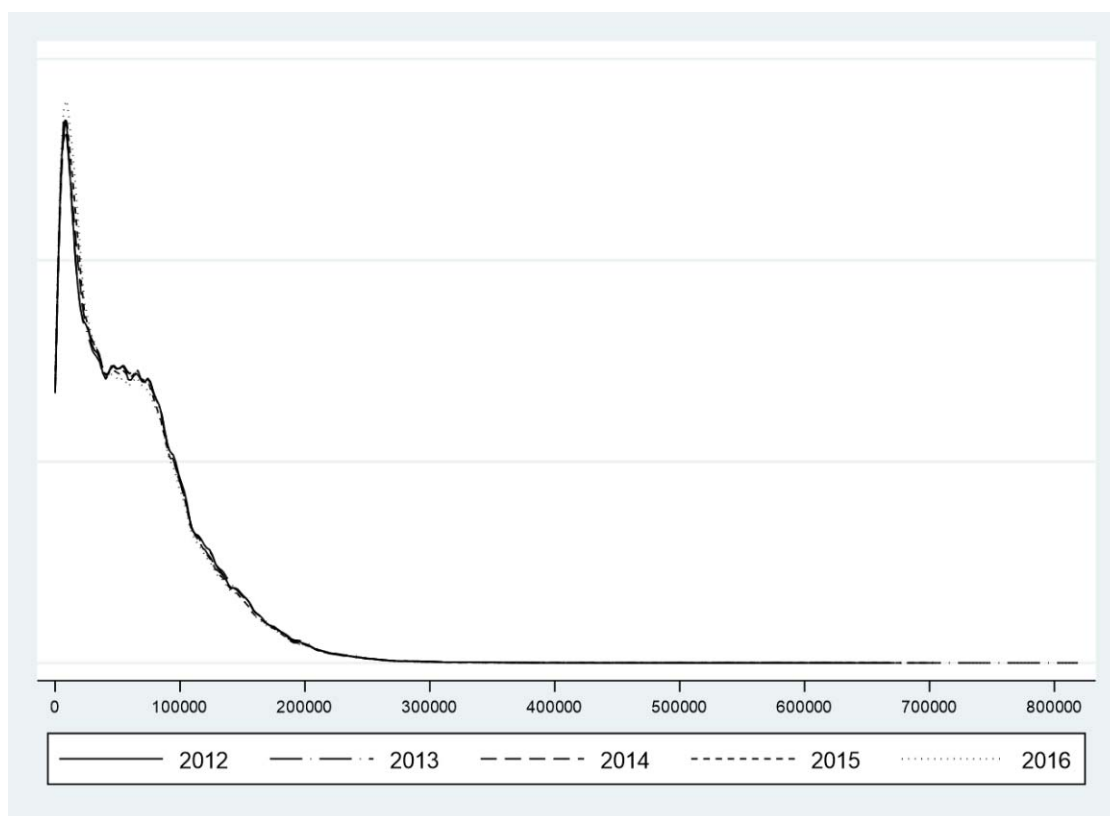


注: 縦軸の単位はパーセント, 横軸の単位は日。

⁷ なお以下では、注4に記したデータのうち就労していない被保護者を除いたデータを用いている。

図 8 は、2012 年から 2016 年までの各年 7 月における就労収入を用いて作成したカーネル密度関数である。この分布をみると大半の就労被保護者が 5 万円以上の収入を得ていることが分かる。また、約 5 万円から約 10 万円の密度には大きな変化が無いという奇妙な分布形態となっていることも分かる。しかし、図 8 のままでは、最大で月収が 80 万円を超える被保護者も存在するため⁸、少額の収入域における分布を観察することが難しい。また、経年毎の分布の変化もわかりにくい。そこで、図 9 では月収を自然対数に変換してカーネル密度を算定した。図から分かるように左側の裾野に不自然な分布の塊が存在している。その塊は 2012 年から時間とともに小さくなり、右側の集群は 2014 年度以降次第に大きくなっている。詳しくは次節で議論するが、前者は月収 8,000 円付近、後者は月収 15,000 円付近に位置している。

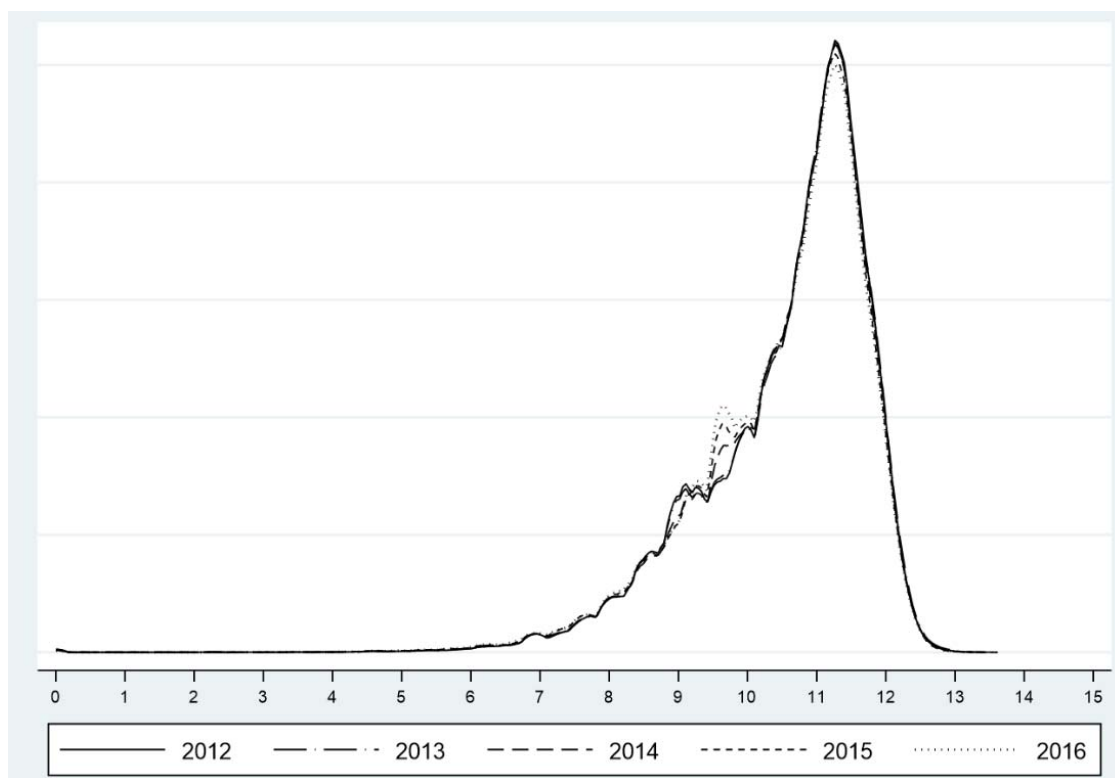
図 8. 就労している被保護者の就労収入の分布（カーネル密度）



注：厚生労働省「被保護者調査（個別調査）」からの個票データを用いて作成。横軸の単位は円。

⁸ 年収換算すると 1000 万円近くになるため調査における記入ミスの可能性も疑われる。この点を確認するため当該観測地の他の特性を詳しく検討することも可能であるが、秘匿情報の観点から当該作業は行っていない。ただし、比較的高い月収を得ている被保護者は少なくないことには留意したい。

図 9.. 被保護者の就労収入（対数-カーネル密度）



出典: 厚生労働省「被保護者調査（個別調査）」。横軸の単位は円の自然対数。

4. 基礎控除と就労収入

4.1 勤労控除

第 2 節で見たとおり、生活保護給付額は、必要と認められた水準のうち被保護者が自ら満たせない部分を補う程度に設定される。つまり、①「必要と認められた水準」を表す金額から、②「被保護者が自ら満たせる水準」を表す金額を引いた残りが生活保護の給付額となる。前者①は「生活保護基準」と呼ばれ、世帯単位（第 4 の原則）で、世帯規模や居住する地域の物価、並びに、当該世帯に属する人員の年齢・性・健康等の違いを加味して（第 3 の原則）、厚生労働大臣が決定する（第 2 の原則）。後者②は「収入認定」によって決定される。恩給・年金や仕送り・贈与等については原則として全額収入として認定されるが、勤労収入については全額が収入認定されるのではなく、特定のルールにしたがった金額が引かれた後の金額が収入として認定される。

生活保護制度では収入認定の際に特定の金額が就労収入から引かれることをもって「勤労控除」と呼ぶ。勤労控除には近年改廃されたものを含め、以下のような種類がある⁹。

- 基礎控除：就労収入に応じて控除額が変化する。2013年8月に改定。
- 特別控除：年間12万円～15万円を上限に必要な額を控除していたが、2013年8月の基礎控除の改定に際して廃止。
- 新規就労控除：新規に就労する際に特別の経費を必要とする場合、月額11,600円（2019年度）を6ヶ月間に限り控除。
- 未成年者控除：未成年者が就労している場合、月額11,600円（2019年度）を控除。

4.2 基礎控除の仕組み

被保護者がその消費に利用できる収入（以下、「消費」と略）、就労収入、他の収入、保護給付額、保護基準額、並びに控除額との関係は以下のように表すことができる。

$$\begin{aligned} \text{消費} &= \text{就労収入} + \text{その他の収入} + \text{保護給付額} \\ &= \text{就労収入} + \text{その他の収入} + [\text{保護基準額} - (\text{就労収入} - \text{控除額}) - \text{その他の収入}] \\ &= \text{保護基準額} + \text{控除額} \end{aligned}$$

つまり、被保護者の消費額は保護基準額に控除額を加えた金額となる。上記の通り控除の種類は複数存在するが、うち基礎控除の金額のみが就労収入の変化に応じて変化する。換言すると、就労収入が変化することで被保護者が消費に利用できる金額も変化する。

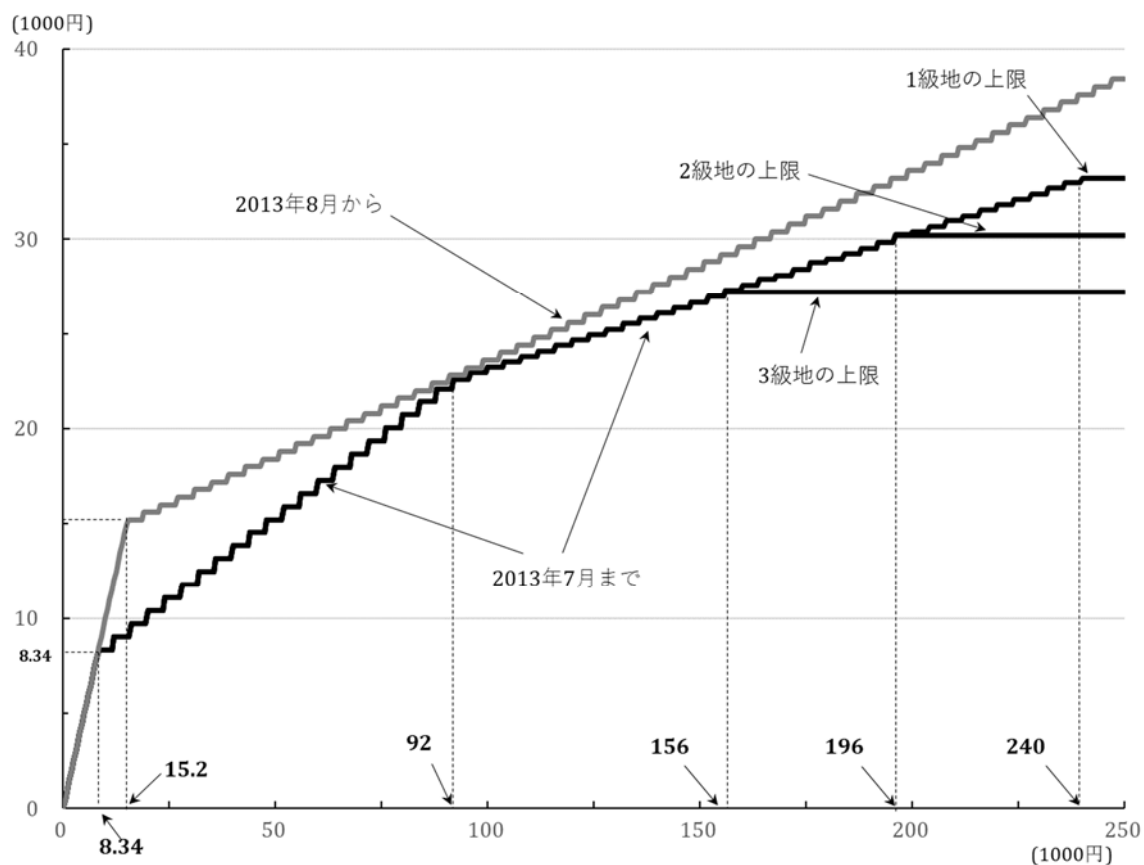
基礎控除の仕組みは2013年8月から変更された。図10は保護世帯の1人目の就労者が受け取る基礎控除額を、変更前（2013年7月まで）と変更後（2013年8月から）に分けて図示したものである。図に示すように、変更前の制度では、1人目の就労者の就労収入が月8,339円以下ならば当該収入の全額が控除され、その金額まで給付額を減らすことなく就労収入を得ることができた。就労収入が8,340円以上になると、一定・少額の収入幅に対し一定の控除額が付加されていた。その控除の割合は平均的には、収入が月92,000円を超えると小さくなっていた。さらに被保護者の居住地が属する級地に応じて、控除額の上限が設けられていた。変更後の基礎控除では、1人目の就労者に関する全額控除の上

⁹ 控除制度ではないが、2014年7月から就労自立給付金制度が導入された。生活保護を脱却すると所得税、個人住民税及び社会保険料等が課され、手取り収入が保護時と逆転する場合が発生するため、これにより保護脱却のインセンティブが弱くなることが指摘されている（e.g., 齋藤・上村2007）。就労自立給付金制度では、そのような状況を緩和するため、保護中の毎月の就労収入の3割を仮想的に積み立てた金額が、単身世帯では10万円、他の世帯では15万円を上限として、生活保護脱却時に給付される。

限度が引き上げられ、15,199円となった。そして、15,200円以上の就労収入に関しては、それが4,000円増加する毎に、400円単位で控除額が増加する仕組みがとられている。加えて、級地に応じた控除額の上限も撤廃されている¹⁰。

2013年8月における基礎控除の見直しは「自立助長を促進する観点から勤労意欲の増進が効果的に図られる」ことを目的に行われた（社会保障審議会 2016）が、図10から分かるように、どの就労収入水準に関しても、変更前と比べて変更後の基礎控除額は増加している。既述のとおり保護世帯がその消費に利用できる収入は保護基準額に基礎控除を加えた金額となるから、保護基準額が一定である場合、就労収入が月8,340円以上の被保護者は、基礎控除制度変更によって消費に利用できる収入が増加したと理解できる¹¹。

図10. 基礎控除額



¹⁰ なお2人目以降に関しては、全額控除の上限値は8,000円から15,000円へと増加し、その後は収入が4,299円まで控除額が据え置かれるものの、43,000円以降は収入が4,000円増加するごとに340円増加している。これについては論文末の補論掲載の表A2を参照。

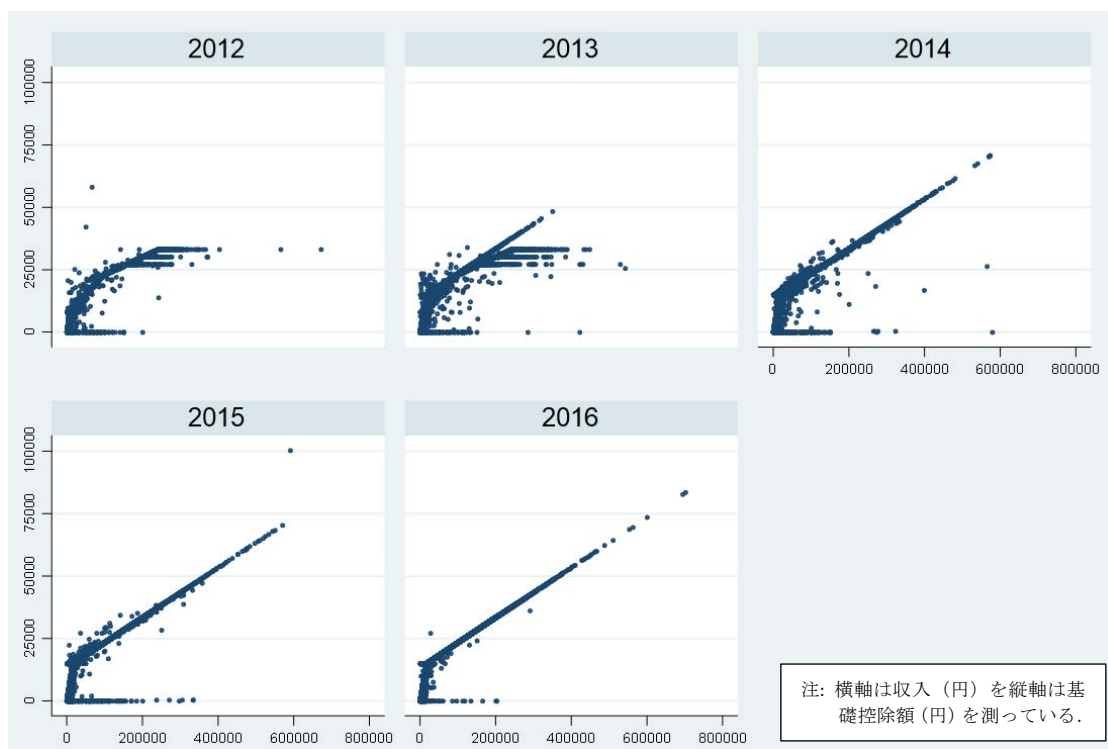
¹¹ もちろん、近年は保護基準額の見直しが頻繁に行われているので、実際の実質的な給付増減については、保護基準額の変化にも留意する必要がある。

4.2 基礎控除額と就労収入

以下では 2012 年から 2016 年までの被保護者調査から得られた被保護者を単位とするパネルデータを用いて、この基礎控除改定の効果について予備的な考察を行う。ここで用いているデータは、①世帯内の就労者が 1 人以下、②年齢が 20 歳以上で 65 歳未満、そして、③基礎控除以外の勤労控除を受け取っていない世帯員に限られる¹²。

図 11 は就労収入額と基礎控除額を年別にプロットしたものである。被保護者調査は毎年 7 月の情報を用いるため、2012 年と 2013 年が制度改定前、2014 年以降が制度改訂後となる。この図からは、図 10 で描いた基礎控除額表に合致しない被保護者が少なからず存在することが理解できる。

図 11 基礎控除と就労収入



¹² その内訳は以下に述べる控除額の不一致とともに表 3 に掲載している。なお、このデータには第 3 節で用いた重複削除後の統合ファイル(注 1 参照)から、(a)「保護中」ではない観測客体(2012 年だけに存在)に加え、記入ミスと考えられる、(b)同一の個人にもかかわらず性別が変化している客体、(c)毎年の年齢の増分が 1 ではない客体、そして、(d)保護前の医療保険加入状況が年によって異なる客体を削除した。またこれらに加えて、(e)医療扶助のみを給付されている客体も除いたものである。これにより、データ規模は 5 年計延べ 8,513,133 人となる。

就労収入や基礎控除に関する厚生労働省次官通知¹³や社会・援護局長通知¹⁴にしたがえば、必ずしも単月の収入に基づいて当該月の基礎控除が算定される訳ではない。しかし、基礎控除額表を外れる被保護者のみをプロットした図 12 からは、月収 60 万円付近でも基礎控除がゼロであったり、低額の収入でも高額的基础控除であったりする被保護者が確認できる。特に、2013 年の図には改定前の年 7 月であるにもかかわらず、同年 8 月以降の基礎控除額表に沿ったデータが見られる。

表 3 は、年別に基礎控除額表と一致しない被保護者数とその割合を就労者と非就労者に分け表している。就労者にかかる不一致数は 2013 年を除き 2%未満であるが、2013 年には約 14%にも及んでいる。この点からも 2013 年の不一致は誤記によるものと疑われる。非就労の被保護者については、収入がゼロであるにもかかわらず、正の基礎控除額が観察される。ただし、その数は総数（43 万～59 万）に比べごく少数（2～17）である。

図 12. 基礎控除と就労収入：基礎控除額表と一致しない被保護者



13 「収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前 3 箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察により、それぞれ適正に認定すること」

14 「基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額（賞与その他の臨時的な収入を分割して認定する場合は、各分割認定額をそれぞれの認定月の収入金額に加算して算定するものとする）に対応する次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定すること」

表 3 基礎控除スケジュールと記載されている控除額の不一致

年	就労者			非就労者		
	不一致	総数	不一致比率	不一致	総数	不一致比率
2012	1,169	83,017	1.41%	14	524,525	0.00%
2013	13,771	100,743	13.67%	16	586,545	0.00%
2014	2,795	155,369	1.80%	17	565,495	0.00%
2015	2,339	157,380	1.49%	15	540,403	0.00%
2016	1,732	136,535	1.27%	2	432,588	0.00%
総数	21,806	633,044	3.44%	64	2,649,556	0.00%

図 13 基礎控除と就労収入のプロット: 基礎控除額表と一致する被保護者

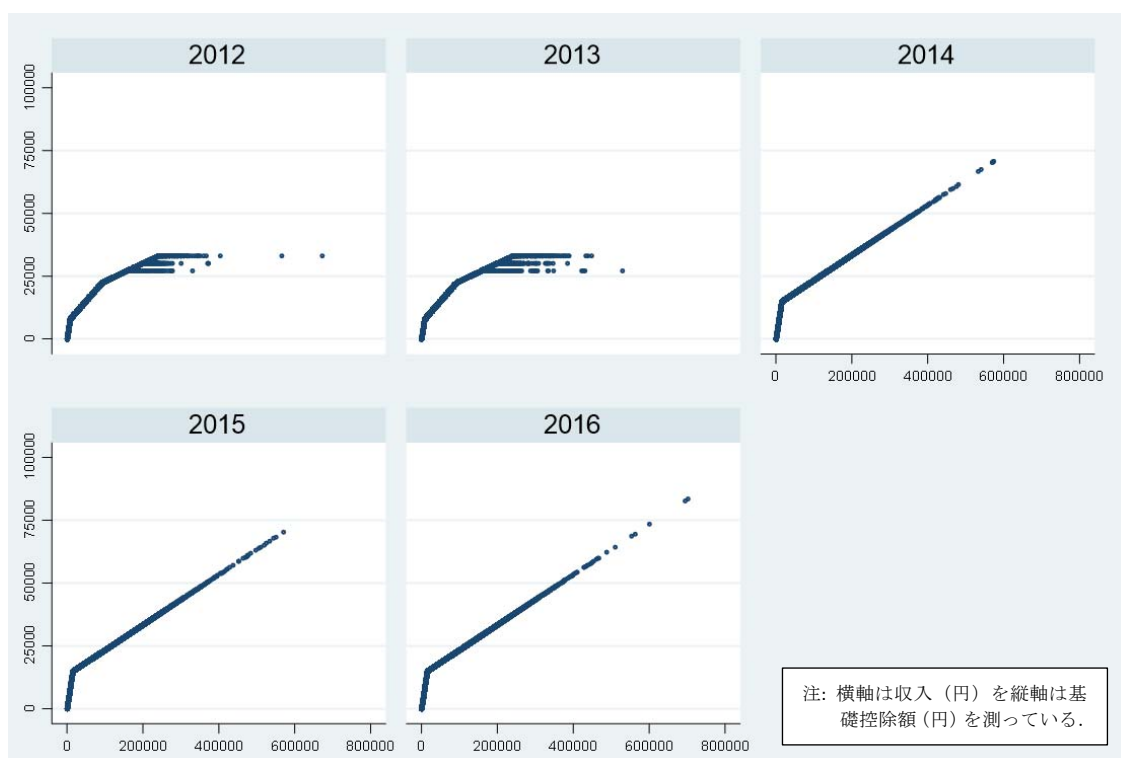


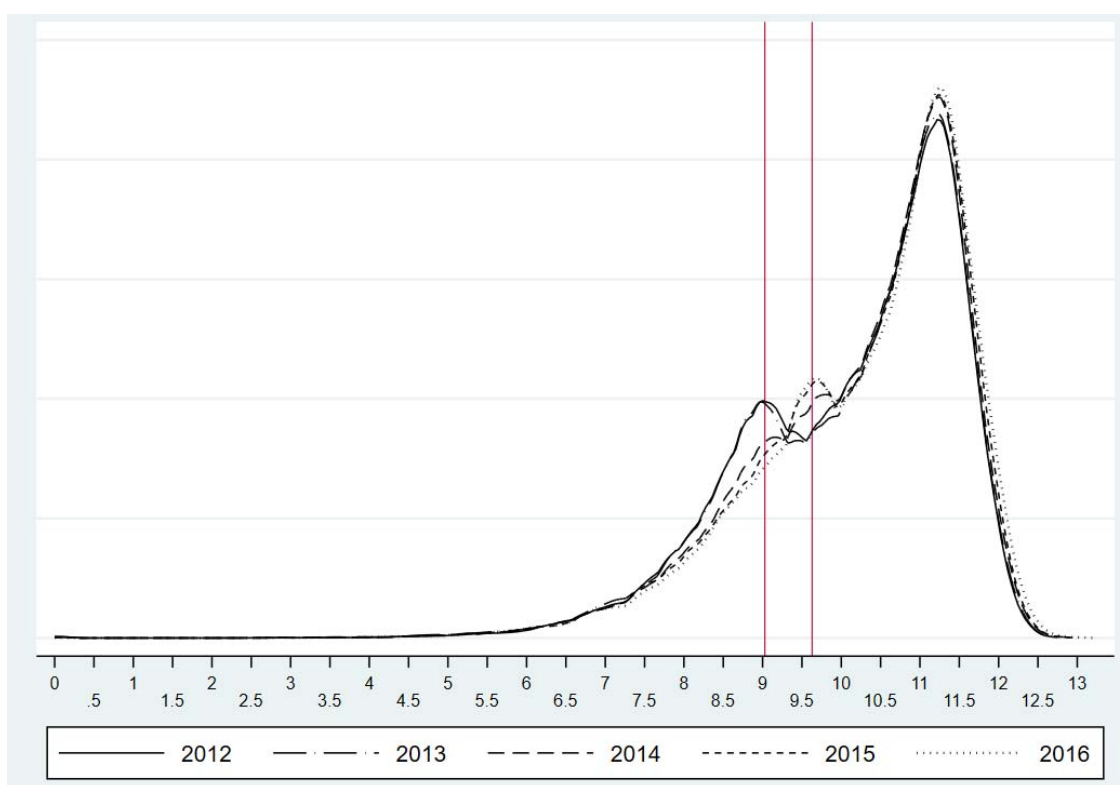
図 13 は基礎控除額表通りの就労収入と基礎控除額を示すデータのプロットである。特に注目すべき点は 2012 年と 2013 年に関して控除の上限の就労収入を表す水平線を形成しているデータが存在する点である。ここは基礎控除が上限に達し就労による限界税率が

100%に達している領域である。経済理論的には同領域で収入を得る被保護者は考えられないのではあるが、それに関わらず、それだけの金額の就労収入を得ている被保護者が存在していることは興味深い。

4.3. 収入分布の変化

最後に、基礎控除の変化が被保護者の収入に与えた影響について記述統計を用いて考察する。ここでは同一の被保護者に関する経年変化を見るため、対象を2012年から2016年の5年間全てに観察された被保護者が対象になる¹⁵。図14はここから月収1円以上の被保護者を用いて図9と同様の作図を行い、8,400円と15,200円に相当する値(9.036と9.629)を垂線で表したものである。

図14. 就労収入の分布（自然対数-カーネル密度）



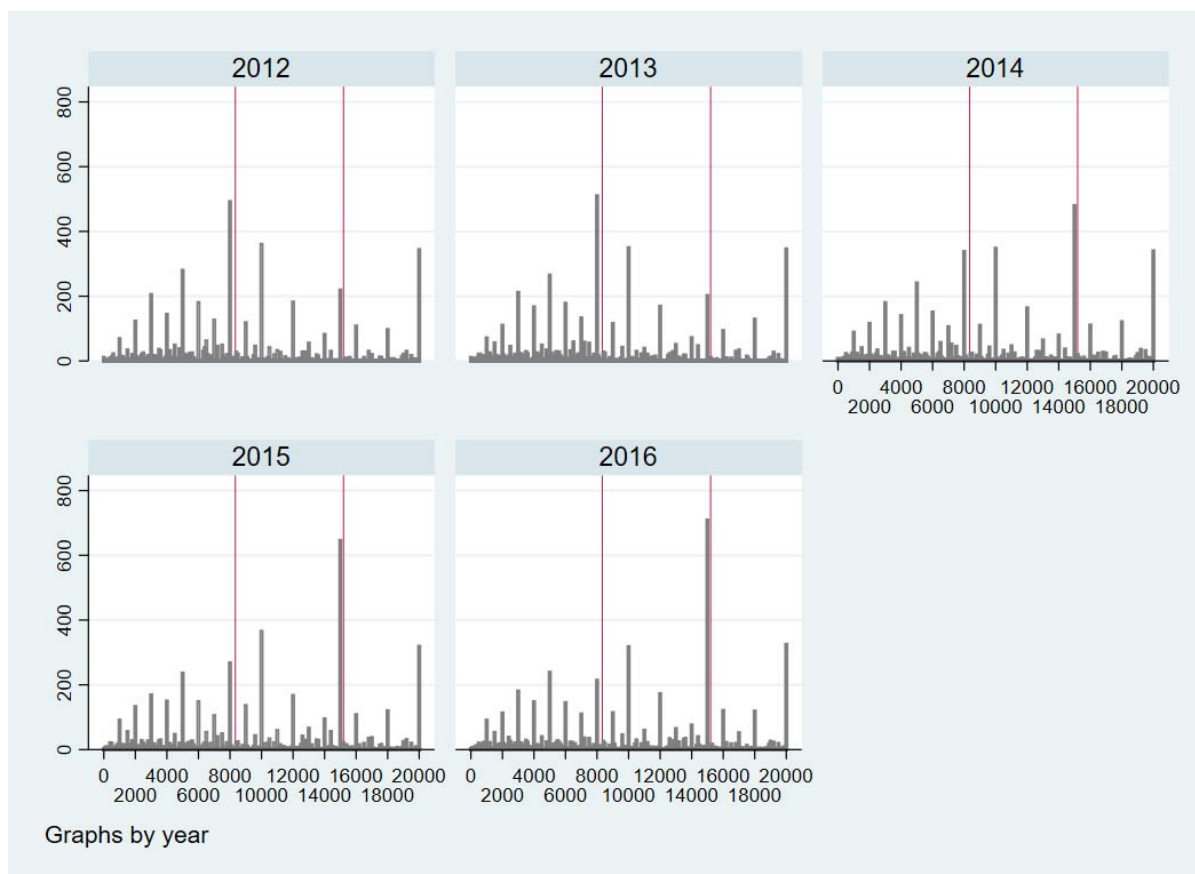
注:不就労の被保護者は除く。横軸の単位は円の自然対数。朱の垂線は全額控除の上限就労収入をさし、左側は改定前、右側は改定後の値に対応する。

¹⁵ 各年 241,631 人 5 年計延べ 1,208,155 人の被保護者となる。なお、表 3 や表 4 もしくは図 6~9 や図 11 ~図 13 で用いられたデータは全てが 2012 年から 2016 年の間、同一の被保護者から構成されているのではない。というのも、収入増加や死去などによって 5 年未満で保護が停止される被保護者や、2013 年以降で保護が開始される被保護者が少なからず存在するからである。

ここでは図 8 よりも鮮明に 2 つの垂線付近に 2 つの集群（分布の塊）が見てとれる。左側の集群は 2012 年と 2013 年に、右側の集群は 2014 年から 2016 年に顕著にみられ、経年的に前者は縮小、後者は拡大している。したがって、基礎控除の改定（世帯で 1 人目の就労者に対する全額控除の上限が 8,339 円から 15,199 円に拡大されたこと）により、就労収入の分布が変化したと言えそうである。

一方、図 15 は月収 1 円以上 20,000 円以下の被保護者を用いて描いたヒストグラムである。縦軸は各年の被保護者数を表しているが、カーネル密度を用いた図 13 からは分からなかった点であるが、ここからは 1000 円単位の切りの良い数字に分布が集中していることが分かる。それでも、2012 年と 2013 年の最頻値は 8,400 円付近の 8,000 円、2014 年以降の最頻値は 15,200 円付近の 15,000 円であるから、これらの変化は制度変更の効果と理解しても良いかも知れない。

図 14. 就労収入の分布（20,000 円以下）



注：厚生労働省「被保護者調査（個別調査）」からの個票データを用いて作成。不就労の被保護者は除く。横軸の単位は円。朱の垂線は全額控除の上限就労収入をさし、左側は改定前、右側は改定後の値に対応する。

図 14 と図 15 からは、不就労者（就労収入がゼロの被保護者）は除かれており、以前は就労していたが後で不就労になった被保護者（収入ゼロへの変化）や、その逆の被保護者（収入ゼロへの変化）は適切に捉えられない¹⁶。この点に対応するために図 16 では、基礎控除改定の前月（2013 年 7 月）に 8,000 円以上 8,340 円未満の就労収入を得ていた被保護者 620 人が他年の各 7 月ではどのような就労収入を得ていたかを、横軸は 1,000 円単位であるから、2013 年では 8,000 円以上 8,340 円未満の収入を得ていた被保護者は全員 1 つの値域（8,000 円以上 9,000 円未満）に集中している。他年のヒストグラムはこの 620 人の被保護者が当該年の 7 月に得た就労収入の分布を表す。

図 16. 被保護者の収入分布の経年変化



注：厚生労働省「被保護者調査（個別調査）」からの個票データを用いて作成。横軸の単位は 1000 円。朱の垂線は全額控除の上限就労収入をさし、左側は改定前、右側は改定後の値に対応する。

¹⁶ 同様の問題は、社会保障審議会生活保護基準部会（2016）による試算（p.4）にも当てはまる。被保護者調査を用いた同資料では 2013 年の 7 月と 2014 年の 7 月の双方において 1 円以上の就労収入があった被保護者の就労収入を比較し、就労収入が増加した者が約 7.7 万人で平均増加化額 18,464 円、減少した者は約 6.3 万人で平均増加額 16,194 円と試算している。この数値だけでは、あたかも平均して就労収入が増加したような数値を算定しているが、ここではいずれかの時点での不就労者は含まれないから、ゼロから、もしくはゼロへの就労収入の変化は考慮されていない。

図 16 より以下の指摘ができる。第 1 に 2013 年の当該被保護者 640 人の全員が基礎控除改定の後に就労収入を増やした訳ではない。2014 年からは 100 人超が不就労を含む 1,000 円未満の収入となっているし、2016 年には同収入域にある被保護者数は総数の 3 分の 1 弱にあたる 200 人近くに増えている。

第 2 に、新しい全額控除額の上限（15,200 円）付近の就労収入を選択した被保護者は図 14 や図 15 が示唆するほどは多くない。確かに 15,200 円付近（15,000 円以上 16,000 円未満）に集群は見られるが、その数は過去の上限值付近（8,000 円以上 9,000 円未満）に留まる被保護者数よりも少なく、2016 年でもその半数以下である。むしろ 5 万円以上等、新上限よりかなり大きな就労収入を得る被保護者も複数存在している。第 3 に、2012 年の図から分かるように、2013 年に 8,000 円以上 8,340 円未満の収入を得ていた被保護者の多くは以前から同じ収入を得ていたのではない。620 人のうち 200 人強のみが 2012 年と同じ収入帯にいただけで、他の 200 人弱は不就労を含む 1,000 円未満の所得であった。また、2012 年には少なくない被保護者が 8,340 円以上稼得しており、これらは翌 2013 年には収入を減らしている。2012 年 7 月から 2013 年 7 月にかけては基礎控除の変更はなかったもので、当然、同時期の収入変化は他の要因による。また、2014 年以降の収入変化についても基礎控除の改定のみによる効果とは見做しがたい。したがって、これらの変化を総合的に考えると、基礎控除の改定のみで 2013 年以降の就労収入変化を依拠させるのは無理があろう。

5. さいごに

本研究ノートでは 3 つの作業を行った。第 1 に、現行の生活保護制度を解説し、生活保護の実態および推移を概観した。第 2 に、福祉行政報告例（生活保護関係）からの福祉事務所単位データと、被保護者調査（個別調査）からの被保護者単位データを用いて被保護者の就業にかかる実態を既述した。第 3 に、生活保護制度における就労控除について基礎控除を中心に解説するとともに、2013 年 8 月の基礎控除改定の効果について簡単な考察を試みた。

参考文献

- 厚生労働省, 2020. 「福祉・介護 福祉事務所」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/fukusijimusyo/index.html (2021年4月5日閲覧)
- 齋藤友里恵, 上村敏之, 2007. 「生活保護制度と所得税住民税の限界実効税率」『生活経済学研究』(26), 31-43.
- 林正義, 小川光, 別所俊一郎, 2010. 『公共経済学』有斐閣.
- 玉田桂子, 大竹文雄, 2004. 「生活保護制度は就労意欲を阻害しているか—アメリカの公的扶助制度との比較」(50), 38-62.
- 社会保障審議会生活保護基準部会, 2016. 「就労・自立インセンティブの強化を踏まえた勤労控除等の見直し効果の検証」第26回社会保障審議会生活保護基準部会資料1(平成28年10月28日) https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/kijun02_3.pdf (2021年4月5日閲覧)

表 A1. 基礎控除額表 (2013 年 7 月まで)

(単位：円・月額)

収入金額区分	1 級地		2 級地		3 級地		収入金額区分	1 級地		2 級地		3 級地	
	1 人目	2 人目以降	1 人目	2 人目以降	1 人目	2 人目以降		1 人目	2 人目以降	1 人目	2 人目以降	1 人目	2 人目以降
0～8000	0～8,000	0～8,000	0～8,000	0～8,000	0～8,000	0～8,000	120000～123999	24660	20960	24660	20960	24660	20960
8001～8339	8,001～8,339	8000	8,001～8,339	8000	8,001～8,339	8000	124000～127999	24940	21200	24940	21200	24940	21200
8340～11999	8340	8000	8340	8000	8340	8000	128000～131999	25230	21450	25230	21450	25230	21450
12000～15999	9030	8000	9030	8000	9030	8000	132000～135999	25520	21690	25520	21690	25520	21690
16000～19999	9720	8260	9720	8260	9720	8260	136000～139999	25800	21930	25800	21930	25800	21930
20000～23999	10410	8850	10410	8850	10410	8850	140000～143999	26090	22180	26090	22180	26090	22180
24000～27999	11100	9440	11100	9440	11100	9440	144000～147999	26370	22410	26370	22410	26370	22410
28000～31999	11780	10010	11780	10010	11780	10010	148000～151999	26660	22660	26660	22660	26660	22660
32000～35999	12470	10600	12470	10600	12470	10600	152000～155999	26950	22910	26950	22910	26950	22910
36000～39999	13160	11190	13160	11190	13160	11190	156000～159999	27280	23190	27280	23190	27220	23140
40000～43999	13850	11770	13850	11770	13850	11770	160000～163999	27550	23420	27550	23420	27220	23140
44000～47999	14540	12360	14540	12360	14540	12360	164000～167999	27890	23710	27890	23710	27220	23140
48000～51999	15220	12940	15220	12940	15220	12940	168000～171999	28090	23880	28090	23880	27220	23140
52000～55999	15910	13520	15910	13520	15910	13520	172000～175999	28380	24120	28380	24120	27220	23140
56000～59999	16600	14110	16600	14110	15910	13520	176000～179999	28750	24440	28750	24440	27220	23140
60000～63999	17290	14700	17290	14700	16600	14110	180000～183999	28950	24610	28950	24610	27220	23140
64000～67999	17980	15280	17980	15280	17290	14700	184000～187999	29240	24850	29240	24850	27220	23140
68000～71999	18660	15860	18660	15860	17980	15280	188000～191999	29530	25100	29530	25100	27220	23140
72000～75999	19350	16450	19350	16450	18660	15860	192000～195999	29810	25340	29810	25340	27220	23140
76000～79999	20040	17030	20040	17030	18660	15860	196000～199999	30240	25700	30200	25670	27220	23140
80000～83999	20730	17620	20730	17620	19350	16450	200000～203999	30380	25820	30200	25670	27220	23140
84000～87999	21420	18210	21420	18210	20040	17030	204000～207999	30670	26070	30200	25670	27220	23140
88000～91999	22100	18790	22100	18790	20730	17620	208000～211999	31000	26350	30200	25670	27220	23140
92000～95999	22570	19180	22570	19180	21420	18210	212000～215999	31240	26550	30200	25670	27220	23140
96000～99999	22940	19500	22940	19500	22100	18790	216000～219999	31530	26800	30200	25670	27220	23140
100000～103999	23220	19740	23220	19740	22570	19180	220000～223999	31820	27050	30200	25670	27220	23140
104000～107999	23510	19980	23510	19980	22940	19500	224000～227999	32100	27290	30200	25670	27220	23140
108000～111999	23800	20230	23800	20230	23220	19740	228000～231999	32390	27530	30200	25670	27220	23140
112000～115999	24080	20470	24080	20470	23510	19980	232000～235999	32680	27780	30200	25670	27220	23140
116000～119999	24370	20710	24370	20710	23800	20230	236000～239999	32960	28020	30200	25670	27220	23140
					24370	20710	240000～	33190	28210	30200	25670	27220	23140

表 A2. 基礎控除額表 (2013 年 8 月より)

(単位：円・月額)

収入金額区分	1 人目	2 人目以降	収入金額区分	1 人目	2 人目以降	収入金額区分	1 人目	2 人目以降
0～15000	0～15000	0～15000	83000～86999	22000	18700	159000～162999	29600	25160
15001～15199	15001～15199	15000	87000～90999	22400	19040	163000～166999	30000	25500
15200～18999	15200	15000	91000～94999	22800	19380	167000～170999	30400	25840
19000～22999	15600	15000	95000～98999	23200	19720	171000～174999	30800	26180
23000～26999	16000	15000	99000～102999	23600	20060	175000～178999	31200	26520
27000～30999	16400	15000	103000～106999	24000	20400	179000～182999	31600	26860
31000～34999	16800	15000	107000～110999	24400	20740	183000～186999	32000	27200
35000～38999	17200	15000	111000～114999	24800	21080	187000～190999	32400	27540
39000～42999	17600	15000	115000～118999	25200	21420	191000～194999	32800	27880
43000～46999	18000	15300	119000～122999	25600	21760	195000～198999	33200	28220
47000～50999	18400	15640	123000～126999	26000	22100	199000～202999	33600	28560
51000～54999	18800	15980	127000～130999	26400	22440	203000～206999	34000	28900
55000～58999	19200	16320	131000～134999	26800	22780	207000～210999	34400	29240
59000～62999	19600	16660	135000～138999	27200	23120	211000～214999	34800	29580
63000～66999	20000	17000	139000～142999	27600	23460	215000～218999	35200	29920
67000～70999	20400	17340	143000～146999	28000	23800	219000～222999	35600	30260
71000～74999	20800	17680	147000～150999	28400	24140	223000～226999	36000	30600
75000～78999	21200	18020	151000～154999	28800	24480	227000～230999	36400	30940
79000～82999	21600	18360	155000～158999	29200	24820	231000～	*	**

注：*収入金額が 231,000 円より 4,000 円増加するごとに 400 円増加。 **収入金額が 231,000 円より 4,000 円増加するごとに 340 円増加。